

都市公園における自動販売機設置
(都市公園法の設置許可) の提案募集

(別冊) 物件説明書

令和6年12月11日

提案書受付・審査実施

名古屋市

この物件説明書と別冊で募集要項があります。

この物件説明書は、「都市公園における自動販売機設置（都市公園法の設置許可）」の仕様について記載するものです。提案の手続きについては、必ず「募集要項」をよくお読みください。

仕様は、「共通仕様書」と「物件別特記仕様書」に分かれています。両方を必ず確認のうえ、提案書をご提出くださいますようお願いいたします。

【目次】

○許可対象物件一覧表	1～2 ページ
○参考資料	3～7 ページ
○緑土－1 から緑土－34 の仕様書	
共通仕様書	8～10 ページ
物件別特記仕様書「緑土－1～27」	11～13 ページ
別図（平面図及び設置個所詳細図）	
今池公園（緑土－1）	14 ページ
城山公園（緑土－2）	15 ページ
茶屋ヶ坂公園（緑土－3）	16 ページ
主税町公園（緑土－4）	17 ページ
新福寺公園（緑土－5）	18 ページ
老松公園（緑土－6）	19 ページ
下園公園（緑土－7）	20 ページ
瑞穂ヶ丘公園（緑土－8）	21 ページ
新開公園（緑土－9）	22 ページ
中根公園（緑土－10）	23 ページ
神宮東公園（南園）（緑土－11）	24 ページ
新家中央公園（緑土－12）	25 ページ
荒越公園（緑土－13）	26 ページ
八家公園（緑土－14）	27 ページ
南郊公園（緑土－15）	28 ページ
善南公園（緑土－16）	29 ページ
当知中央公園（緑土－17）	30 ページ
南陽中央公園（緑土－18）	31 ページ
道德公園（緑土－19）	32 ページ
赤坪公園（緑土－20）	33 ページ
下志段味公園（緑土－21）	34 ページ

雨池公園（緑土－22）	35 ページ
平池中央公園（緑土－23）	36 ページ
虹ヶ丘公園（緑土－24）	37 ページ
西一社中央公園（緑土－25）	38 ページ
野並公園（緑土－26）	39 ページ
戸笠公園（緑土－27）	40 ページ
物件別特記仕様書「緑土－28～32」	
児玉南公園（緑土－28）	41 ページ
若宮大通公園（若宮広場）（緑土－29）	44 ページ
押切公園（緑土－30）	47 ページ
土古公園（緑土－31）	50 ページ
山下公園（緑土－32）	52 ページ
物件別特記仕様書「緑土－33～34」	56～57 ページ
別図（平面図及び設置個所詳細図）	
吹上公園（緑土－33）	58 ページ
川名公園（緑土－34）	60 ページ

【お問い合わせ先】

緑政土木局緑地部緑地利活用課

TEL：052－972－2492

許可対象物件一覧表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	面積 (㎡)	最低 使用料 (月額・円)	使用料 上限額 (月額・円)	新規 ・ 再募集
緑土一1	清涼飲料水	今池公園	便所付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一2	清涼飲料水	城山公園	便所付近	1	1.31	6,293	103,163	再募集
緑土一3	清涼飲料水	茶屋ヶ坂公園	北側便所付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一4	清涼飲料水	主税町公園	北側園路付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一5	清涼飲料水	新福寺公園	便所付近	1	1.40	6,450	110,250	再募集
緑土一6	清涼飲料水	老松公園	北側出入口付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一7	清涼飲料水	下園公園	便所付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一8	清涼飲料水	瑞穂ヶ丘公園	便所付近	1	1.26	6,205	99,225	再募集
緑土一9	清涼飲料水	新開公園	便所付近	1	1.40	6,450	110,250	再募集
緑土一10	清涼飲料水	中根公園	北東出入口付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一11	清涼飲料水	神宮東公園 (南園)	南側便所付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一12	清涼飲料水	新家中央公園	北側出入口付近	1	1.40	5,400	63,000	再募集
緑土一13	清涼飲料水	荒越公園	便所付近	1	1.40	6,450	110,250	再募集
緑土一14	清涼飲料水	八家公園	駐車場公園灯横	1	1.40	5,400	63,000	再募集
緑土一15	清涼飲料水	南郊公園	西側テニスコート付近 ※現在の設置箇所から変更	1	2.40	10,200	189,000	新規
緑土一16	清涼飲料水	善南公園	テニスコート更衣室付近	1	1.40	5,400	63,000	再募集
緑土一17	清涼飲料水	当知中央公園	便所付近	1	2.40	10,200	189,000	新規
緑土一18	清涼飲料水	南陽中央公園	便所付近	1	2.40	10,200	189,000	新規
緑土一19	清涼飲料水	道徳公園	①北側出入口付近 ②西側便所付近	2	4.80	20,400	378,000	再募集

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	面積 (㎡)	最低 使用料 (月額・円)	使用料 上限額 (月額・円)	新規 ・ 再募集
緑土一20	清涼飲料水	赤坪公園	駐車場東側 公園灯横	1	1.40	6,450	110,250	再募集
緑土一21	清涼飲料水	下志段味公園	便所付近	1	2.16	9,780	170,100	再募集
緑土一22	清涼飲料水	雨池公園	便所付近	1	1.40	6,450	110,250	再募集
緑土一23	清涼飲料水	平池中央公園	便所付近	1	2.16	9,780	170,100	再募集
緑土一24	清涼飲料水	虹ヶ丘公園	便所付近	1	1.40	6,450	110,250	再募集
緑土一25	清涼飲料水	西一社中央公園	便所付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一26	清涼飲料水	野並公園	便所付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一27	清涼飲料水	戸笠公園	北西駐車場付近	1	1.40	6,450	110,250	再募集
緑土一28	清涼飲料水	児玉南公園	便所付近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一29	清涼飲料水	若宮大通公園 (若宮広場)	からくり時計付 近	1	2.40	10,200	189,000	再募集
緑土一30	清涼飲料水	押切公園	①テニスコート西側 ②陸上競技場南側	2	4.80	8,400	378,000	再募集
緑土一31	清涼飲料水	土古公園	芝生広場北	1	2.40	4,200	189,000	再募集
緑土一32	清涼飲料水	山下公園	プール入口付近	1	1.40	2,450	110,250	再募集
緑土一33	アイスクリーム	吹上公園	東側便所付近	1	2.16	9,780	170,100	新規
緑土一34	アイスクリーム	川名公園	北側出入口付近	1	2.40	10,200	189,000	新規

参考資料

※ 記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上や稼働率などを保証するものではありません。

(1) 令和５年度 自動販売機の使用料

物件番号	設置場所		台数 (台)	許可 面積 (㎡)	使用料 (月額・円)
緑土－１	今池公園	便所付近	１	２.４０	３６,７４０
緑土－２	城山公園	便所付近	１	１.３１	６,３００
緑土－３	茶屋ヶ坂公園	北側便所付近	１	２.４０	４８,５００
緑土－４	主税町公園	北側園路付近	１	２.４０	２６,６００
緑土－５	新福寺公園	便所付近	１	２.４０	１１,３００
緑土－６	老松公園	北側出入口付近	１	２.４０	２３,６５０
緑土－７	下園公園	便所付近	１	２.４０	１６６,１００
緑土－８	瑞穂ヶ丘公園	便所付近	１	１.２６	１６,９１６
緑土－１１	神宮東公園 (南園)	南側便所付近	１	２.４０	２２,７７０
緑土－１２	新家中央公園	北側出入口付近	１	１.４０	３１,３５０
緑土－１３	荒越公園	便所付近	１	２.４０	１１,３００
緑土－１４	八家公園	駐車場公園灯横	１	１.４０	３１,３５０
緑土－１５	南郊公園 ※	西側テニスコート付近	１	２.４０	１４,１６６
緑土－１６	善南公園	テニスコート更衣室付近	１	１.４０	２２,７７０
緑土－１９	道徳公園	①北側出入口付近 ②西側便所付近	２	４.８０	６６,０００
緑土－２０	赤坪公園	駐車場東側公園灯横	１	２.４０	２１,０８３
緑土－２１	下志段味公園	便所付近	１	２.１６	２５,０００
緑土－２２	雨池公園	便所付近	１	１.４０	１１,５００
緑土－２３	平池中央公園	便所付近	１	２.１６	１９,８００
緑土－２４	虹ヶ丘公園	便所付近	１	１.４０	１０,０００
緑土－２５	西一社中央公園	便所付近	１	２.４０	１７,０８３
緑土－２６	野並公園	便所付近	１	２.４０	１６,３９０
緑土－２７	戸笠公園	北西駐車場付近	１	２.４０	１４,３７５
緑土－２８	児玉南公園	便所付近	１	２.４０	１４,０００
緑土－２９	若宮大通公園 (若宮広場)	からくり時計付近	１	２.４０	９１,２７３

緑土－30	押切公園	①テニスコート西側 ②陸上競技場南側	2	4.80	23,500
緑土－31	土古公園	芝生広場北	1	2.40	9,600
緑土－32	山下公園	プール入口付近	1	1.40	9,500

※物件番号 緑土－15 は、現在の設置箇所における使用料の実績です。

・物件番号 緑土－9～緑土－10、緑土－17～緑土－18、及び緑土－33～緑土－34 は令和 5 年度に自動販売機を設置していないため、使用料の実績はありません。

(2) 令和5年度 売上実績

物件番号	設置場所		台数 (台)	売上実績 (本)
緑土-1	今池公園	便所付近	1	7,139
緑土-2	城山公園	便所付近	1	2,605
緑土-3	茶屋ヶ坂公園	北側便所付近	1	6,156
緑土-4	主税町公園	北側園路付近	1	5,246
緑土-5	新福寺公園	便所付近	1	1,103
緑土-6	老松公園	北側出入口付近	1	3,295
緑土-7	下園公園	便所付近	1	17,749
緑土-8	瑞穂ヶ丘公園	便所付近	1	2,549
緑土-11	神宮東公園 (南園)	南側便所付近	1	3,715
緑土-12	新家中央公園	北側出入口付近	1	3,691
緑土-13	荒越公園	便所付近	1	1,169
緑土-14	八家公園	駐車場公園灯横	1	2,085
緑土-15	南郊公園 ※1	西側テニスコート付近	1	2,304
緑土-16	善南公園	テニスコート更衣室付近	1	1,650
緑土-19	道徳公園 ※2	①北側出入口付近 ②西側便所付近	2	6,742
緑土-20	赤坪公園	駐車場東側公園灯横	1	3,086
緑土-21	下志段味公園	便所付近	1	3,867
緑土-22	雨池公園	便所付近	1	6,305
緑土-23	平池中央公園	便所付近	1	2,321
緑土-24	虹ヶ丘公園	便所付近	1	2,749
緑土-25	西一社中央公園	便所付近	1	3,549
緑土-26	野並公園	便所付近	1	2,539
緑土-27	戸笠公園	北西駐車場付近	1	2,663
緑土-28	児玉南公園	便所付近	1	2,615
緑土-29	若宮大通公園 (若宮広場)	からくり時計付近	1	9,887
緑土-30	押切公園	①テニスコート西側 ②陸上競技場南側	2	4,385
緑土-31	土古公園	芝生広場北	1	4,265
緑土-32	山下公園	プール入口付近	1	2,380

※1 物件番号 緑土-15 は現在の設置箇所における売上実績です。

※2 物件番号 緑土－19 について、令和 5 年 4 月～11 月までテニスコートの利用を停止していました。

・物件番号 緑土－9～緑土－10、緑土－17～緑土－18、及び緑土－33～緑土－34 は令和 5 年度に自動販売機を設置していないため、売上実績はありません。

(3) 令和5年度 有料公園施設の利用率 (%)

物件番号	公園名	施設名	平日	土曜	日曜	合計
緑土-3	茶屋ヶ坂公園	野球場	69.6%	80.9%	74.0%	72.0%
緑土-5	新福寺公園	野球場	47.9%	49.8%	72.8%	52.9%
緑土-11	神宮東公園	テニスコート	96.2%	100.0%	99.1%	97.3%
緑土-13	荒越公園	テニスコート	48.2%	94.2%	87.3%	62.2%
緑土-14	八家公園	野球場	48.3%	58.1%	66.9%	53.2%
緑土-15	南郊公園（港）	テニスコート	62.9%	91.3%	88.3%	71.6%
緑土-16	善南公園	野球場	9.9%	32.6%	32.9%	17.7%
		テニスコート	39.7%	93.0%	87.7%	56.3%
緑土-19	道徳公園	野球場	21.3%	53.0%	87.0%	33.5%
		テニスコート	96.3%	100.0%	100.0%	97.6%
緑土-20	赤坪公園	野球場	19.4%	57.8%	94.2%	33.7%
緑土-25	西一社中央公園	野球場	55.0%	94.2%	83.4%	65.8%
緑土-27	戸笠公園	野球場	41.7%	78.0%	71.8%	52.4%
		テニスコート	66.6%	89.0%	91.9%	74.5%
緑土-30	押切公園	陸上競技場	46.4%	84.0%	84.6%	58.9%
		テニスコート	95.9%	99.1%	98.0%	96.7%
緑土-31	土古公園	野球場	9.9%	61.5%	72.0%	28.8%
緑土-33	吹上公園	野球場	74.5%	79.1%	83.2%	76.8%
		テニスコート	84.5%	98.0%	98.0%	88.9%

共通仕様書

名古屋市を甲とし、都市公園法第5条第1項の許可を受けて自動販売機を設置する者（自動販売機設置事業者）を乙とする。なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機設置場所

物件別特記仕様書による。

2 自動販売機設置台数

物件別特記仕様書による。

3 自動販売機設置のための許可期間

協定書に定めるとおり。

4 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置許可面積内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 1000円札、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨及び10円硬貨が使用できる機種とすること。
なお、新紙幣、新硬貨が発行された場合は利用者に不都合や不便が生じないよう適切に対応すること。
- (4) 自動販売機に対する犯罪防止のため、カメラを添付した機種とすることができる。その場合は必要に応じて、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（愛知県公式ウェブサイト<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/0000059868.html>）に示される「設置・運用要領」を策定し、遵守すること。
- (5) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び許可期間終了時の撤去に係る費用については、乙の負担とする。
- (6) 設置許可物件の設置及び撤去に際しては、下記に定める内容に留意し行うこと。
 - ア 設置位置は物件別特記仕様書で定めるとおりとする。
 - イ 既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは、乙の責任において復旧修理又は補償すること。
 - ウ 作業中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。
 - エ 廃材等は全て乙の責任において処分すること。
 - オ JIS規格「自動販売機の据付基準」、日本自動販売システム機械工業会「自動販売機据付基準」に沿って耐震対策を施すこと。その際、隣接する建物がある場合はその躯体に

負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

カ 設置を行う際は、甲に「工事着手届」及び「工事完了届」を提出すること。

キ 撤去を行う際は、設置許可期間内に乙の責任と負担のもとに原状回復を行い、甲に「原状回復届」を提出すること。また、甲に対し有益費等の請求はできない。

(7) 自動販売機に併設して、物件別特記仕様書に定める設置許可面積内に、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。

(8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先について、これを記した「自動販売機管理者ステッカー」を自動販売機の前面に貼り付けるなどして明記すること。

5 景観配慮の条件

(1) 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス、引込柱など付帯電気設備等は、倒壊、落下等の措置を講ずるとともに、公園景観の維持に配慮し、周囲との調和を十分に図った配置に努めること。

(2) 自動販売機の外装色は、基調となる色彩として「(社) 日本塗料工業会2024年P版 19-70A」を標準指定色とすること。ただし、物件別特記仕様書に別の指定がある場合は、その指定に従うこと。

(3) 使用済み容器の回収ボックス、引込柱など付帯電気設備の外装色は、自動販売機の外装色に準ずるなどバランスの取れた色づかいのものとすること。

(4) 商標やロゴマークを記載する場合は、購入者が識別できる必要最小限の表示を自動販売機の前面部に限って行うものとし、自動販売機の側面や背面、天井部には、商標やロゴマーク、その他の商業広告物の記載、貼り付けを行わないこと。ただし、物件別特記仕様書に別の指定がある場合は、その指定に従うこと。

(5) 自動販売機の前には「自動販売機管理者ステッカー」のほか、「住所表示ステッカー」「美化マークステッカー」など、自動販売機の円滑な管理に必要なステッカー類をバランス良く貼り付けること。

(6) 自動販売機の前にあるポスター掲出部には、設置する公園にふさわしい自動販売機として公園利用者の理解が得られるように、「公園の愛護」「緑の保全」「緑化の推進」等に関する啓発ポスター又はステッカーを掲出すること。なお、掲出する具体的内容については、甲との協議によること。

6 販売品目の条件

(1) 販売品目は清涼飲料水及び甲が指定する品目とし、酒などアルコール類やタバコの販売を行わないこと。

(2) 販売品目の形態は、缶、ペットボトル、紙パックなど密閉式容器に入った飲料の販売とする。なお、瓶入り飲料、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。また、物件別特記仕様書に別の指定がある場合は、その指定に従うこと。

(3) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(4) 商品の具体的な構成については、甲との協議によること。

7 維持管理責任

- (1) 甲は、当該自動販売機、回収ボックス、物件別特記仕様書に定める付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理するものとする。
- (2) 乙は商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 自動販売機の稼働に係る諸経費については乙の負担とする。
- (4) 乙は、定期的に回収ボックス及びその周辺に投棄された使用済み容器やその他の目立つゴミをすべて回収し、周辺の清掃を行うこと。また、回収物は適切に分別・リサイクルして廃棄物処理すること。
- (5) 安全のため、公園内は駐車場など一部区域を除き、原則、車両の乗り入れが禁止されている。販売品の搬入や廃棄物の搬出にともなう管理用車両の園内乗り入れを希望する場合、公園毎の乗り入れ可能な時間、経路（範囲）、搬入車両の大きさ、手続等について、甲の指示に従うこと。
- (6) 乙は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- (7) 乙は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (9) 乙は、自動販売機の設置又は維持管理に起因し、公園利用者や近隣住民等（以下「公園利用者等」という。）に迷惑をかけ、又は損害を及ぼす行為を行ってはならない。また、乙は、公園利用者等から苦情又は要望等があった場合は、乙の責任において速やかに解決をしなければならない。
- (10) 乙は、自動販売機の機種交換を行う場合は、あらかじめ甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けること。
- (11) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

8 その他

- (1) 乙は甲に、許可申請の前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ、及び配置図を提出し、承諾を得ること。
- (2) 乙は甲に、当該自動販売機における月別販売数量を1箇月毎に報告すること。
- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号 緑土－1～緑土－27）

名古屋市を甲とし、都市公園法第5条第1項の許可を受けて自動販売機を設置する者（自動販売機設置事業者）を乙とする。

1 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	許可面積	設置台数
緑土－1	千種区今池一丁目	今池公園 便所付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－2	千種区末盛通3丁目	城山公園 便所付近	1.31㎡ (幅1.3m×奥行1.2m)	1台
緑土－3	千種区揚羽町1丁目	茶屋ヶ坂公園 北側便所付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－4	東区主税町2丁目	主税町公園 北側園路付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－5	西区新福寺町2丁目	新福寺公園 便所付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土－6	中区千代田一丁目	老松公園 北側出入口付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－7	中区錦一丁目	下園公園 便所付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－8	瑞穂区洲山町1丁目	瑞穂ヶ丘公園 便所付近	1.26㎡ (幅1.4m×奥行0.9m)	1台
緑土－9	瑞穂区新開町	新開公園 便所付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土－10	瑞穂区白砂町4丁目	中根公園 北東出入口付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－11	熱田区六野二丁目	神宮東公園（南園） 南側便所付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－12	中川区新家三丁目	新家中央公園 北側出入口付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土－13	中川区荒越3丁目	荒越公園 便所付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土－14	中川区八家町2丁目	八家公園 駐車場公園灯横	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土－15	港区南十番町1丁目	南郊公園 西側テニスコート付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－16	港区善南町	善南公園 テニスコート更衣室付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土－17	港区当知一丁目	当知中央公園 プール付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－18	港区東茶屋三丁目	南陽中央公園 便所付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土－19	南区道德新町5丁目	道德公園 ①北側出入口付近 ②西側便所付近	4.80㎡ (幅2.0m×奥行1.2m) (幅2.0m×奥行1.2m)	2台

物件番号	所在地	設置場所	許可面積	設置台数
緑土-20	南区赤坪町	赤坪公園 駐車場東側公園灯横	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土-21	守山区桜坂五丁目	下志段味公園 便所付近	2.16㎡ (幅1.8m×奥行1.2m)	1台
緑土-22	守山区御膳洞	雨池公園 便所付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土-23	守山区平池東	平池中央公園 便所付近	2.16㎡ (幅1.8m×奥行1.2m)	1台
緑土-24	名東区にじが丘3丁目	虹ヶ丘公園 便所付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台
緑土-25	名東区一社二丁目	西一社中央公園 便所付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土-26	天白区中坪町	野並公園 便所付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台
緑土-27	天白区久方三丁目	戸笠公園 北西駐車場付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台

＊詳細は各物件の【設置箇所詳細図】を参照下さい。上記表中の設置場所の項に示した範囲内で、甲及び乙の協議によって決定します。

2 担当課

緑政土木局緑地部緑地利活用課 電話 052-972-2492

3 特記仕様

- (1) 自動販売機の設置に際しては、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、許可が終了したときは、甲が認める場合を除き、許可期間内に原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。

施工内容

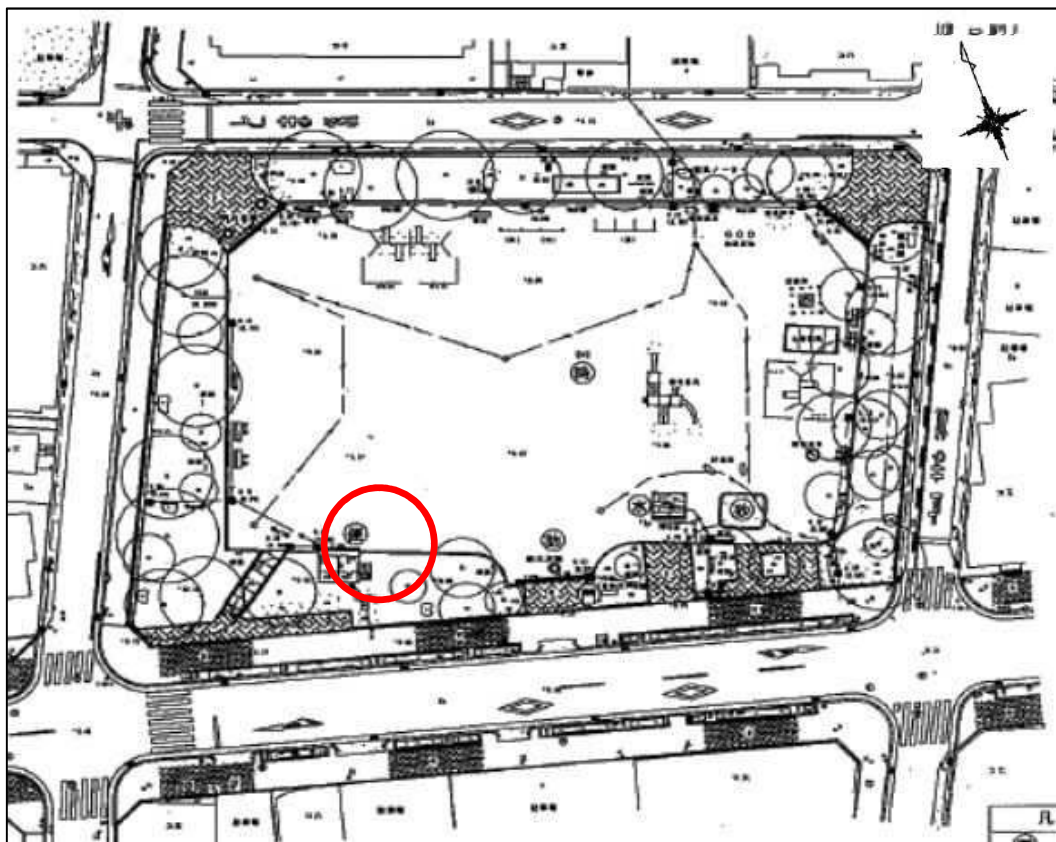
- ア 次の区分により行うものとするほか、関係法令に従い施工すること。
- イ 配線経路、自動販売機の設置位置は別図のとおりとする。
- ウ 給電には甲が設置するコンセントを使用することができる。
- エ 設置の際は、コンセントに接地極があるものについてはこれを利用し、ない場合は乙が接地極を設置し、これにより接地を取ること。
- オ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- カ 設置及び施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは乙の責任において復旧修理又は補償すること。
- キ 設置作業中及び施工中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。
- ク 廃材等は、すべて乙の責任において処分すること。
- ケ その他工事の詳細については、公園管理者と打合せを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、施工上当然措置を必要とする事項又は公園管理者指示による些細な変更等については、乙の負担にてこれを施工すること。

(2) 乙が設置する回収ボックスは、許可区域におさめること。

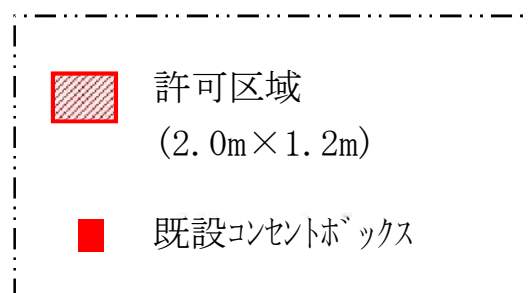
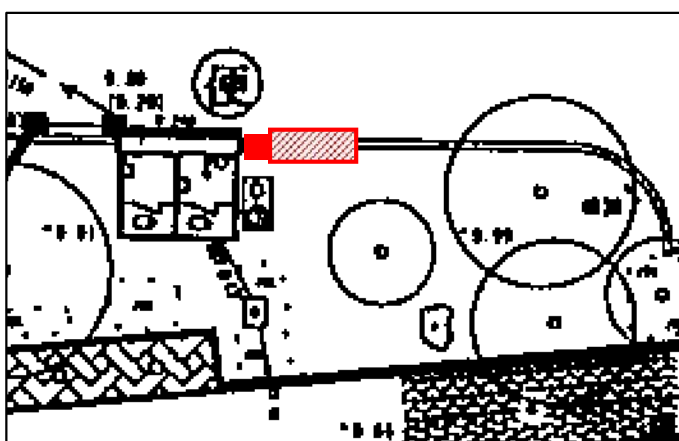
※上記仕様を除くその他の仕様については、共通仕様書に準ずる。

(物件番号 緑土-1) 今池公園

【公園全体平面図】

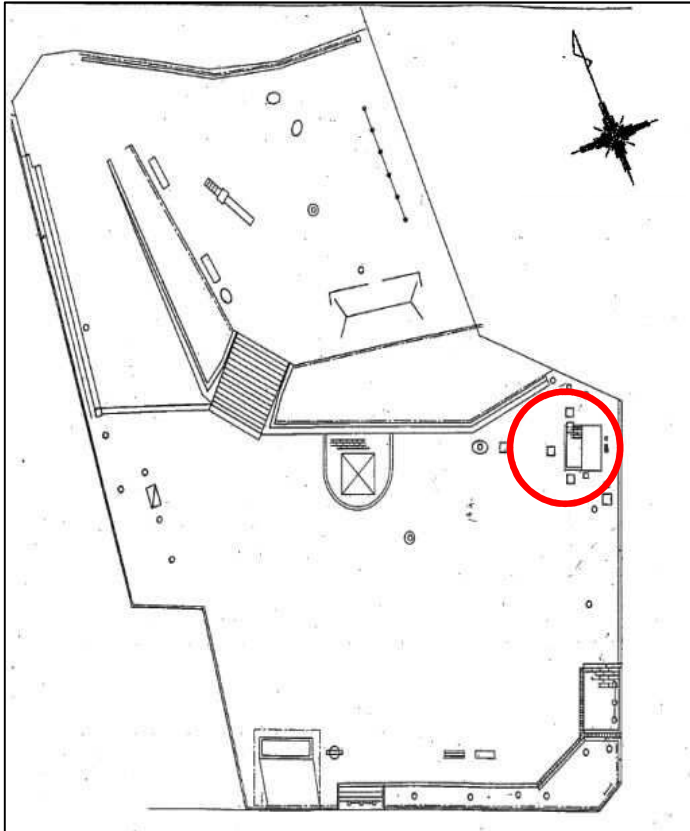


【設置箇所詳細図】

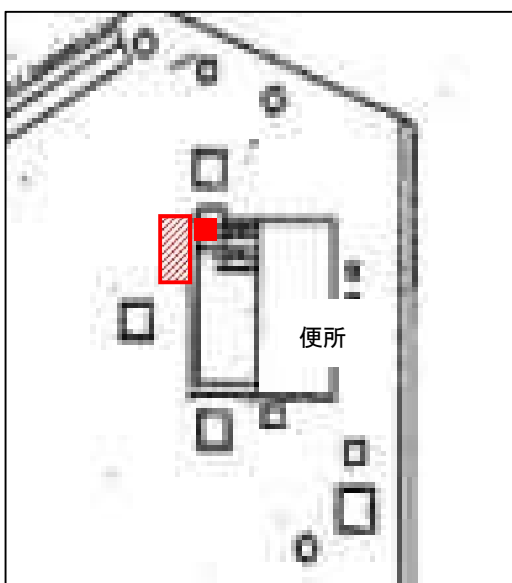


(物件番号 緑土-2) 城山公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



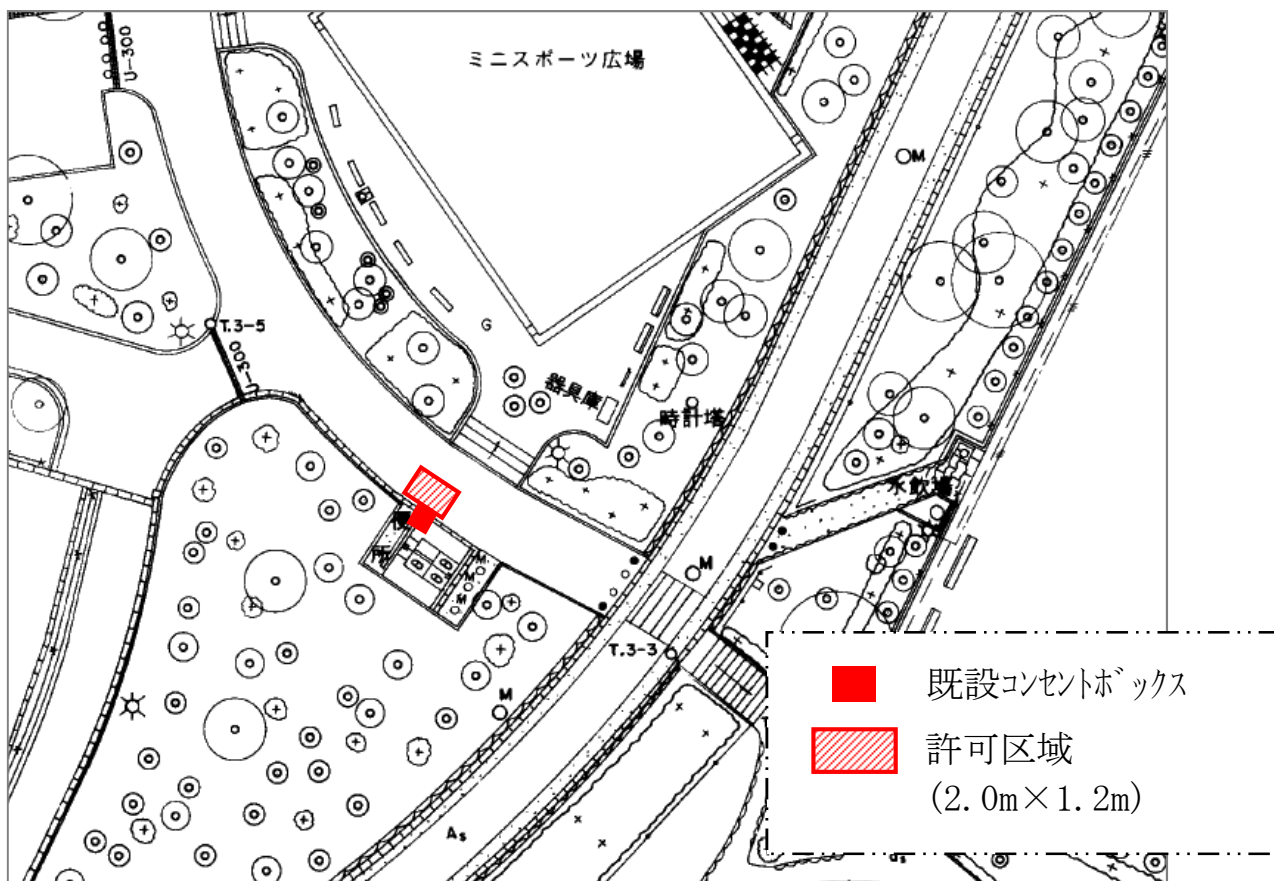
- 許可区域
(1.3m×1.2m)
マンホール上部を除く
- 既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-3) 茶屋ヶ坂公園

【公園全体平面図】

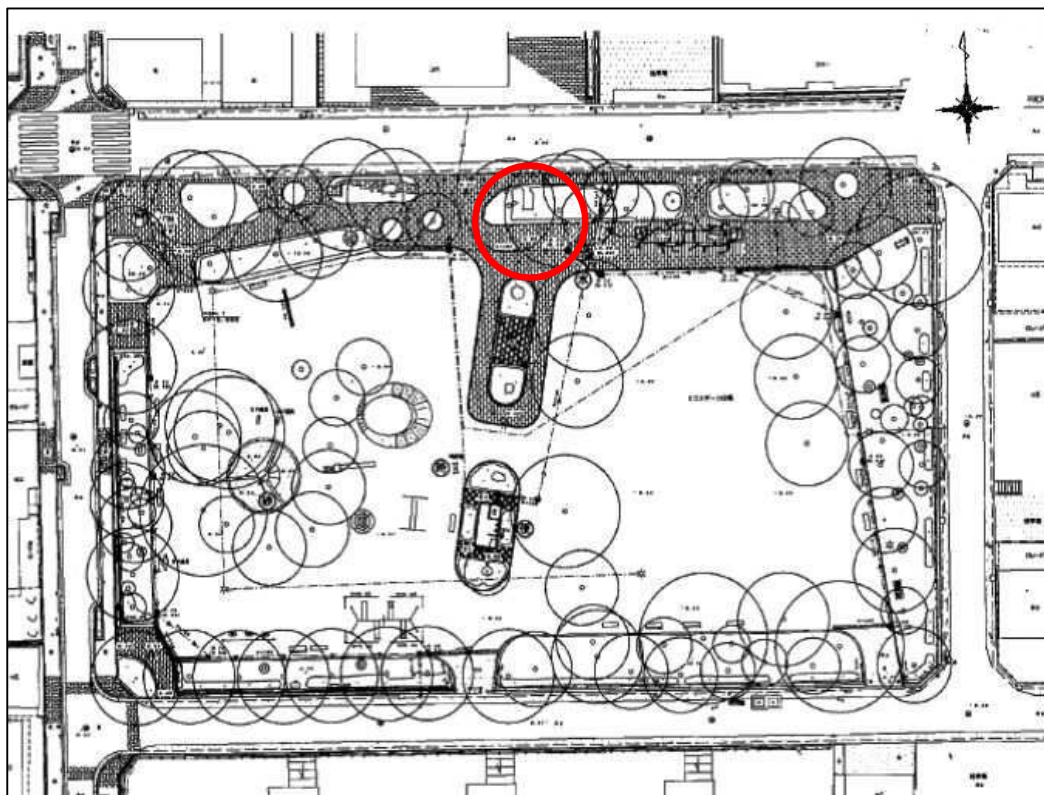


【設置箇所詳細図】

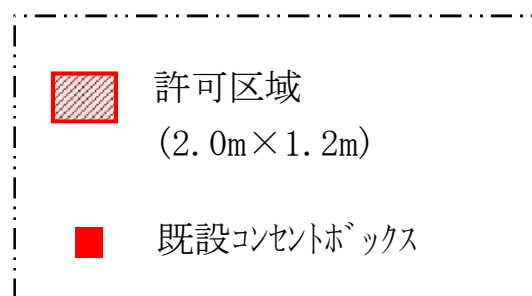
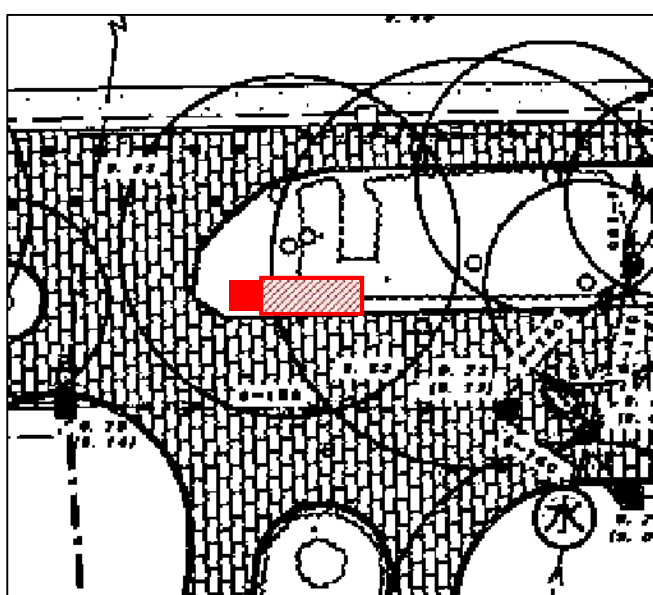


(物件番号 緑土-4) 主税町公園

【公園全体平面図】

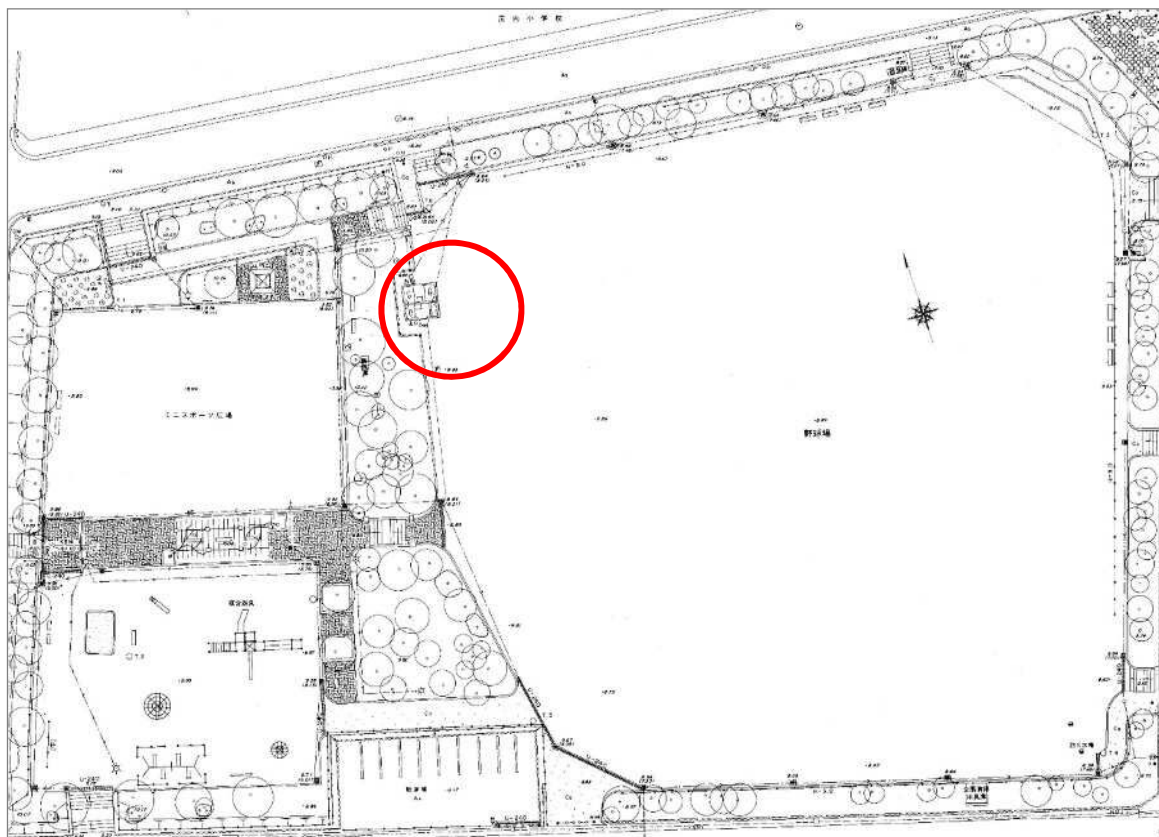


【設置箇所詳細図】

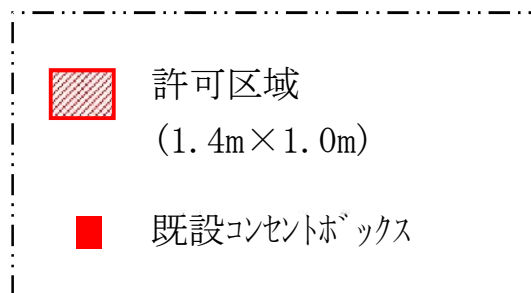
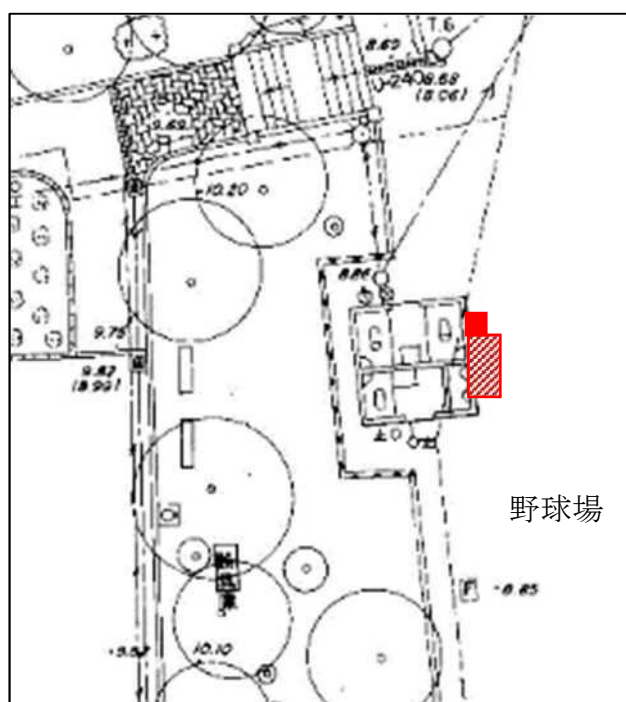


(物件番号 緑土-5) 新福寺公園

【公園全体平面図】

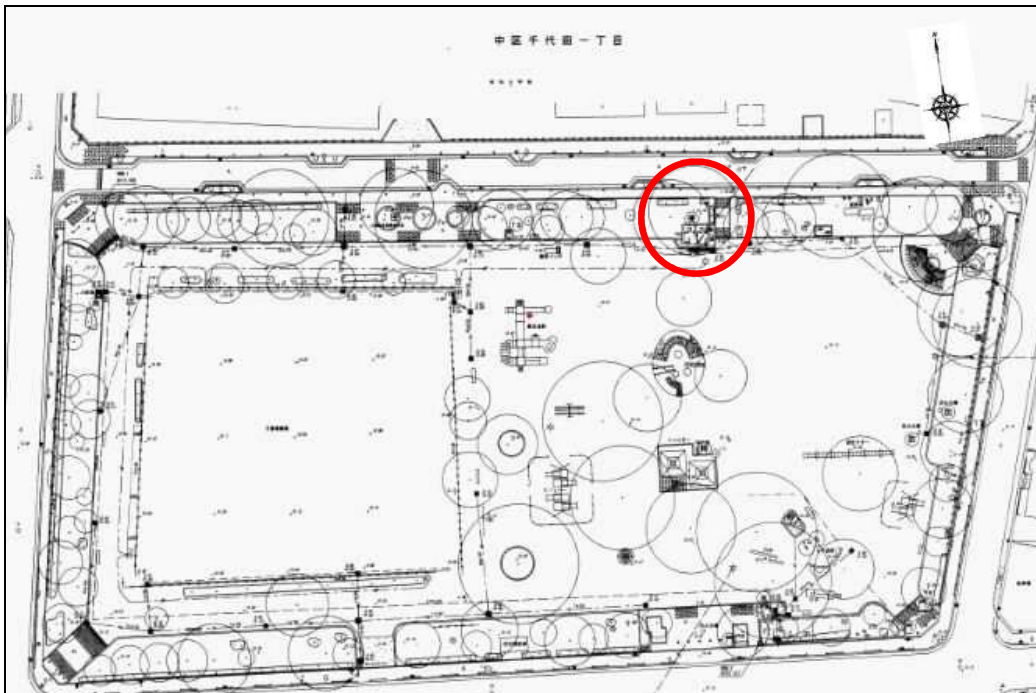


【設置箇所詳細図】

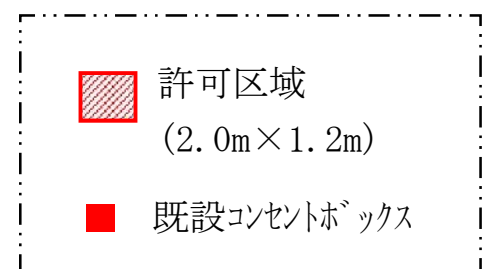
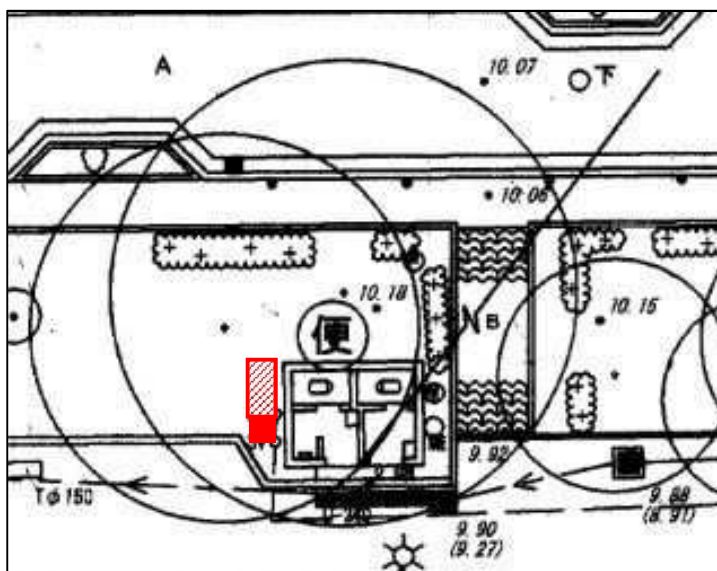


(物件番号 緑土-6) 老松公園

【公園全体平面図】

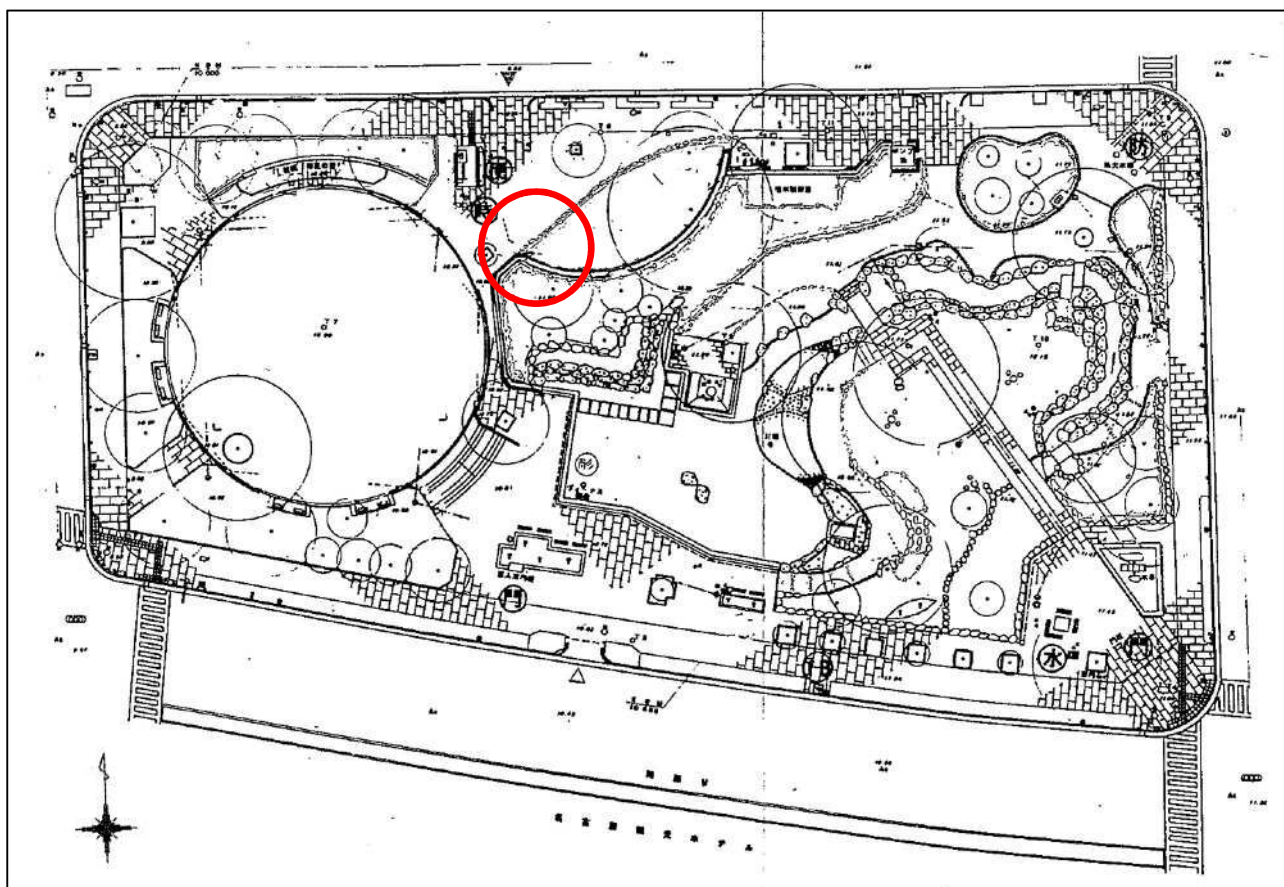


【設置箇所詳細図】

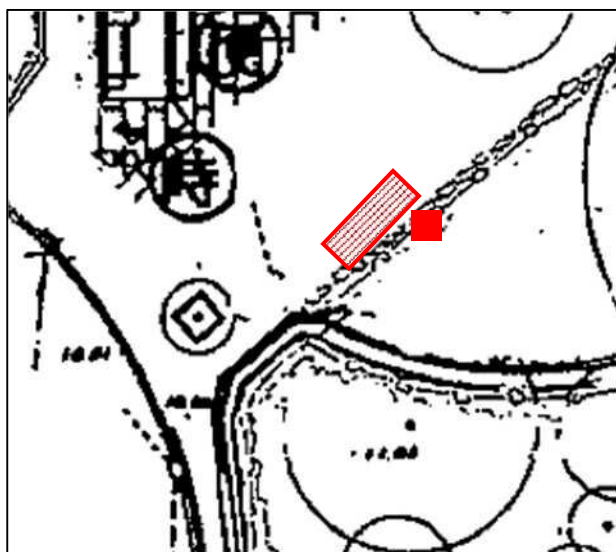


(物件番号 緑土-7) 下園公園

【公園全体平面図】



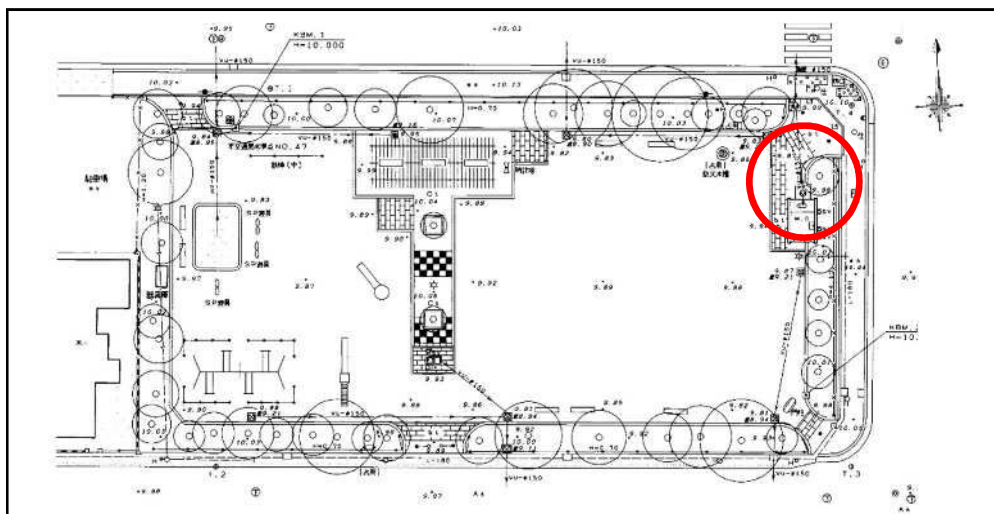
【設置箇所詳細図】



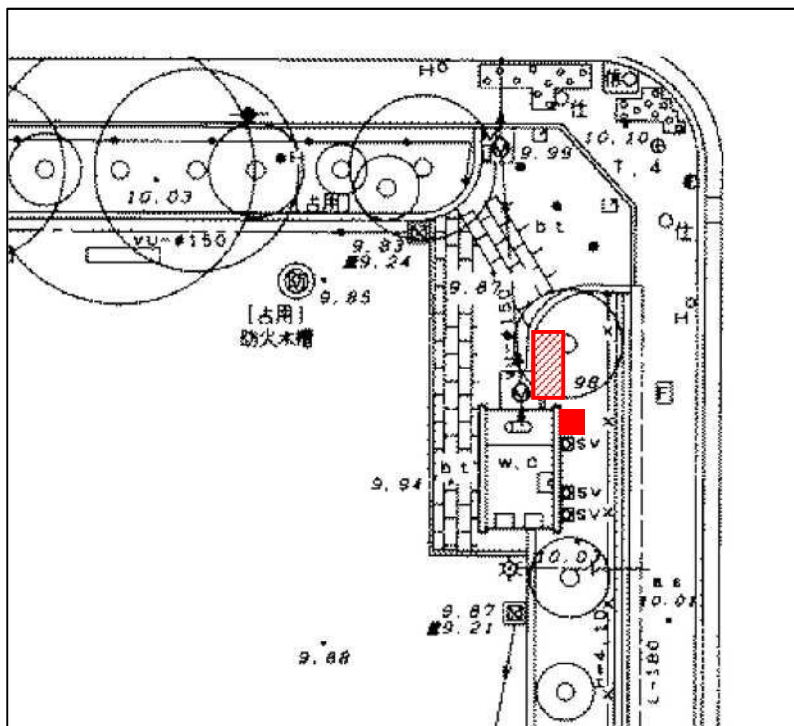
-  許可区域
(2.0m×1.2m)
-  既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-8) 瑞穂ヶ丘公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】

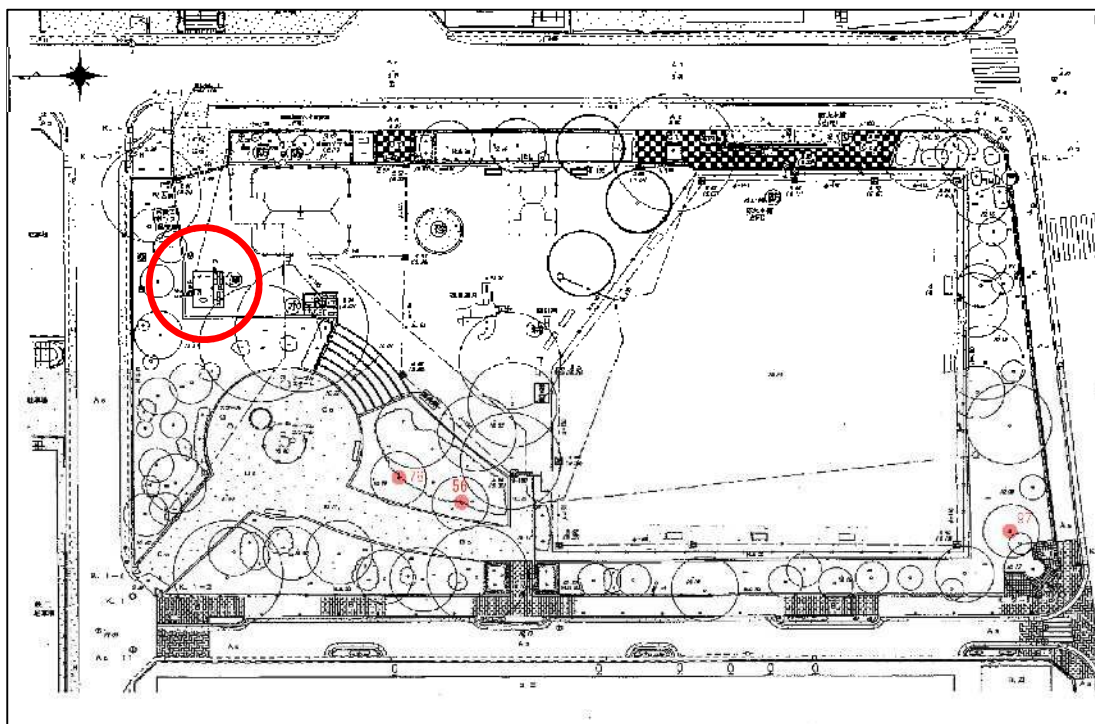


許可区域
(1.4m×0.9m)

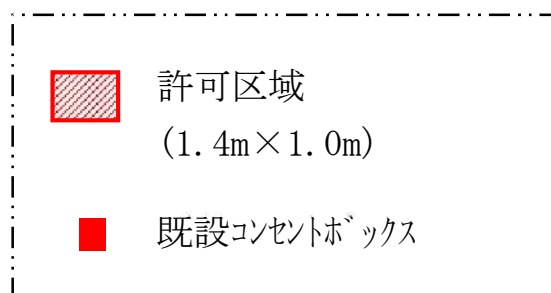
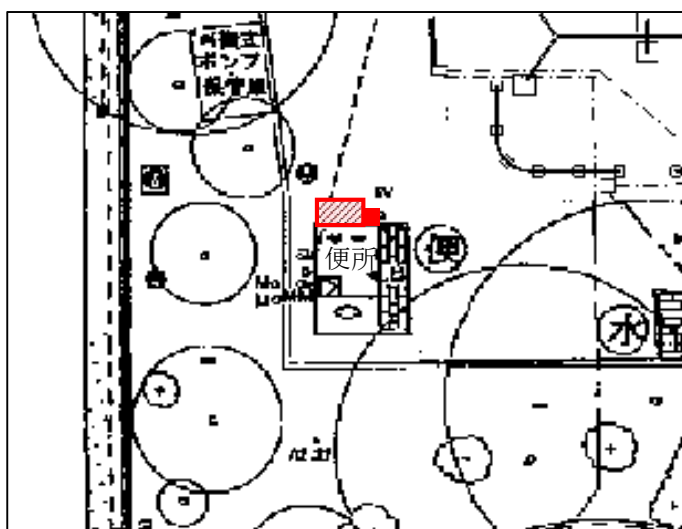
既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-9) 新開公園

【公園全体平面図】

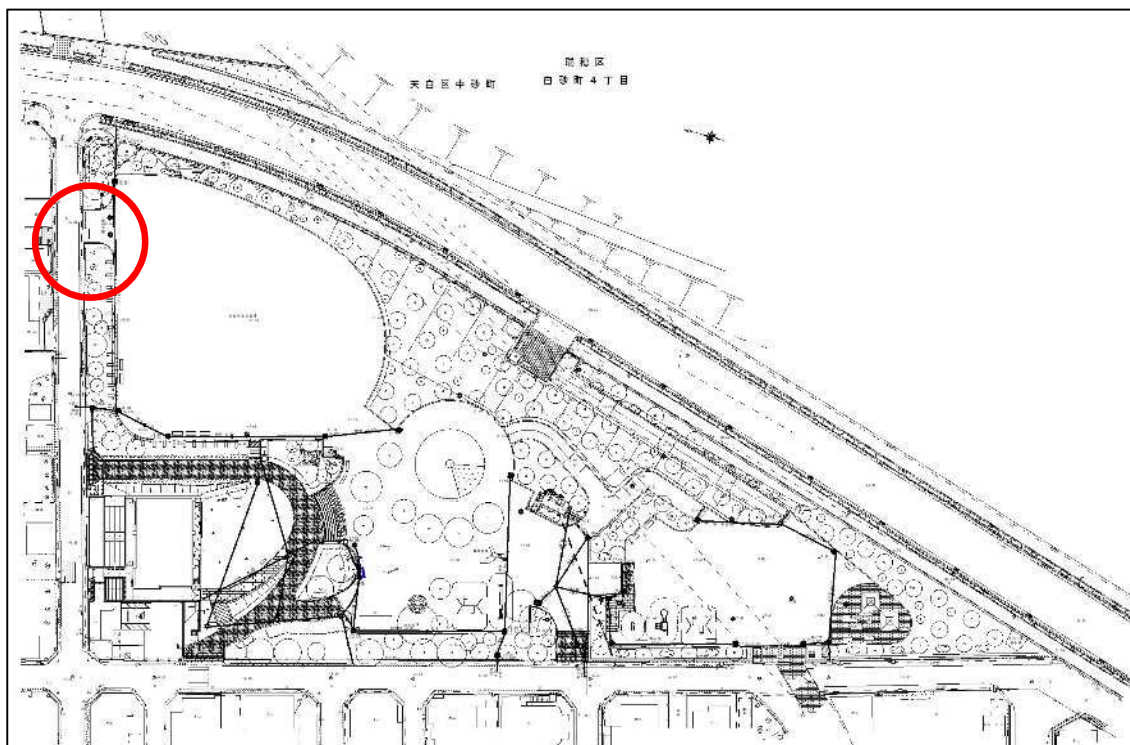


【設置箇所詳細図】

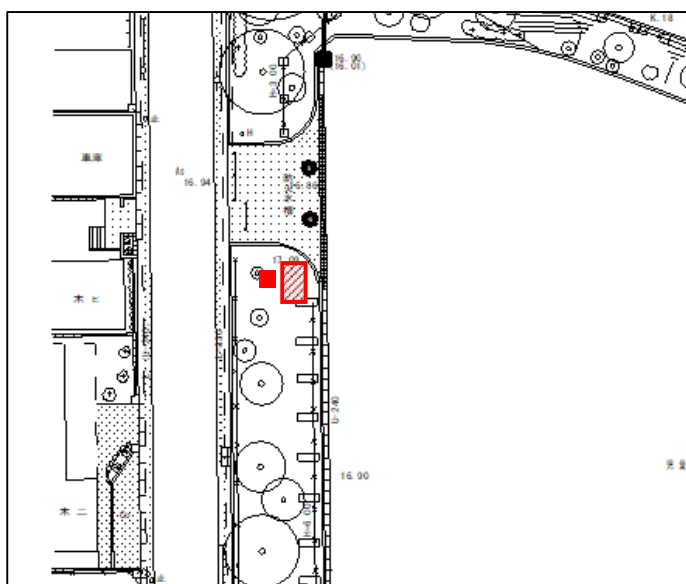


(物件番号 緑土-10) 中根公園

【公園全体平面図】



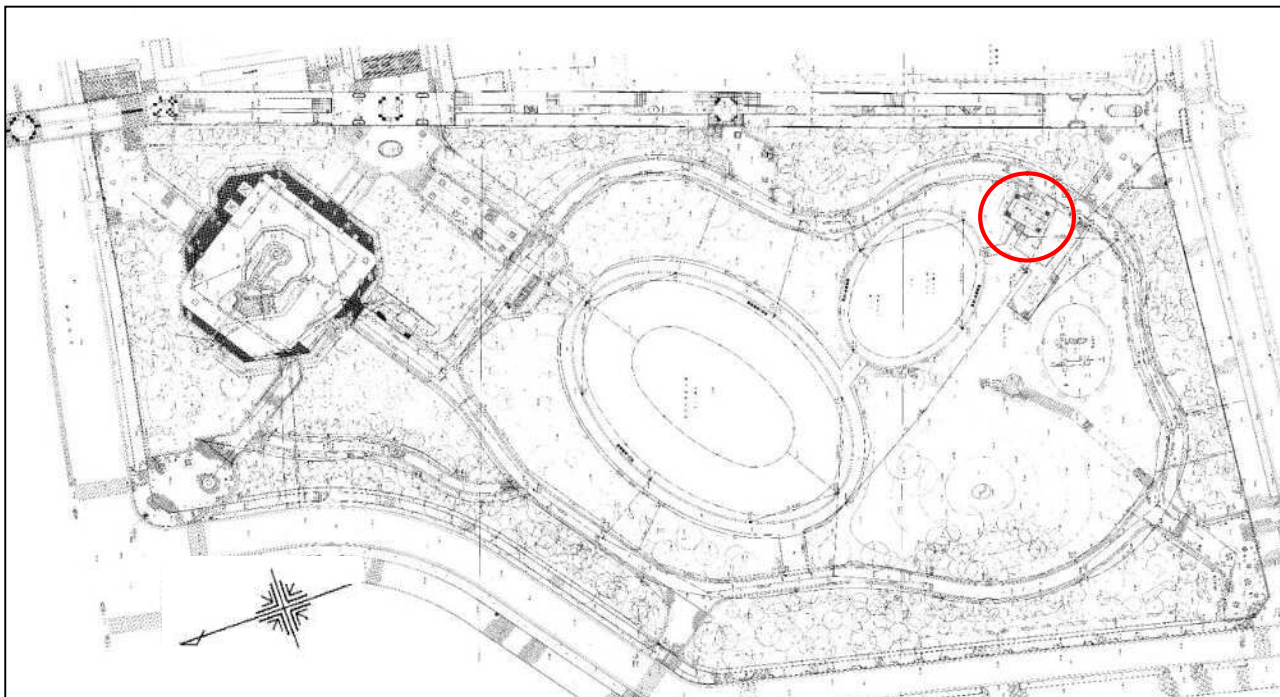
【設置箇所詳細図】



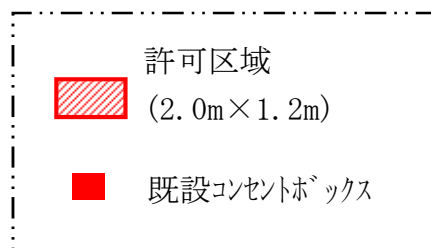
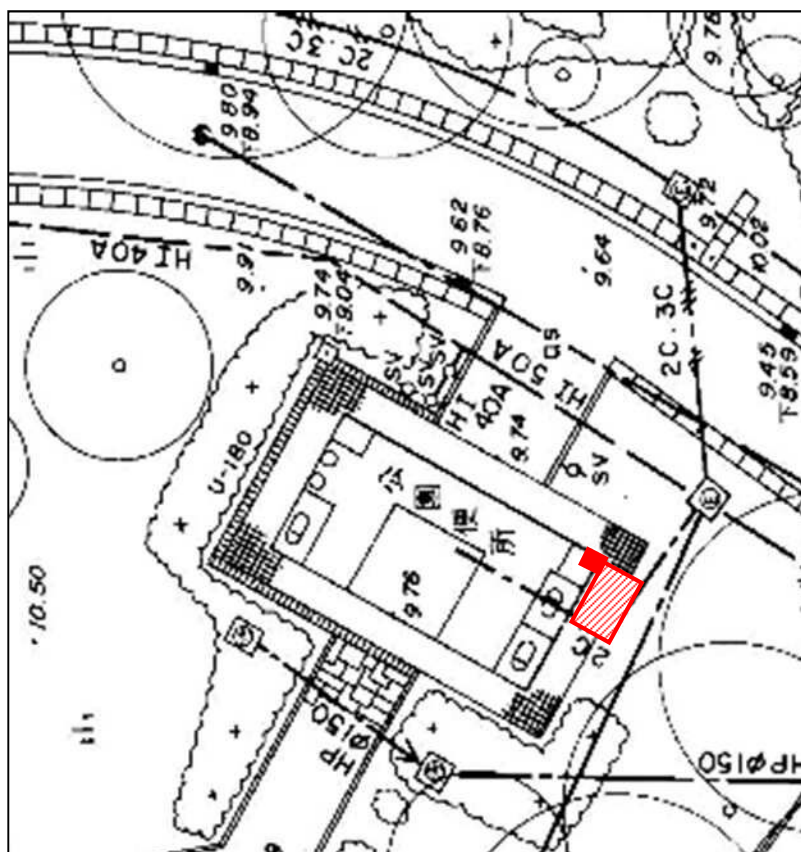
-  許可区域
(2.0m×1.2m)
-  コンセントボックス設置予定

(物件番号 緑土-11) 神宮東公園 (南園)

【公園全体平面図】

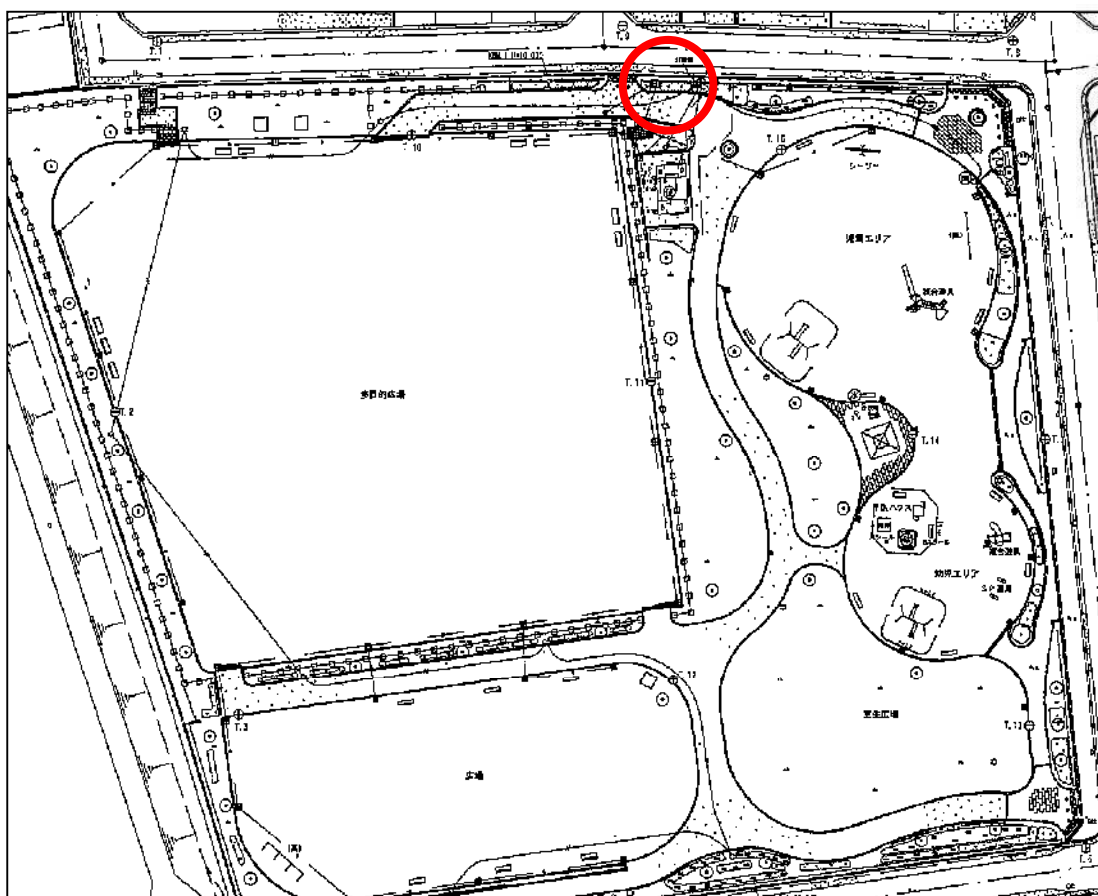


【設置箇所詳細図】

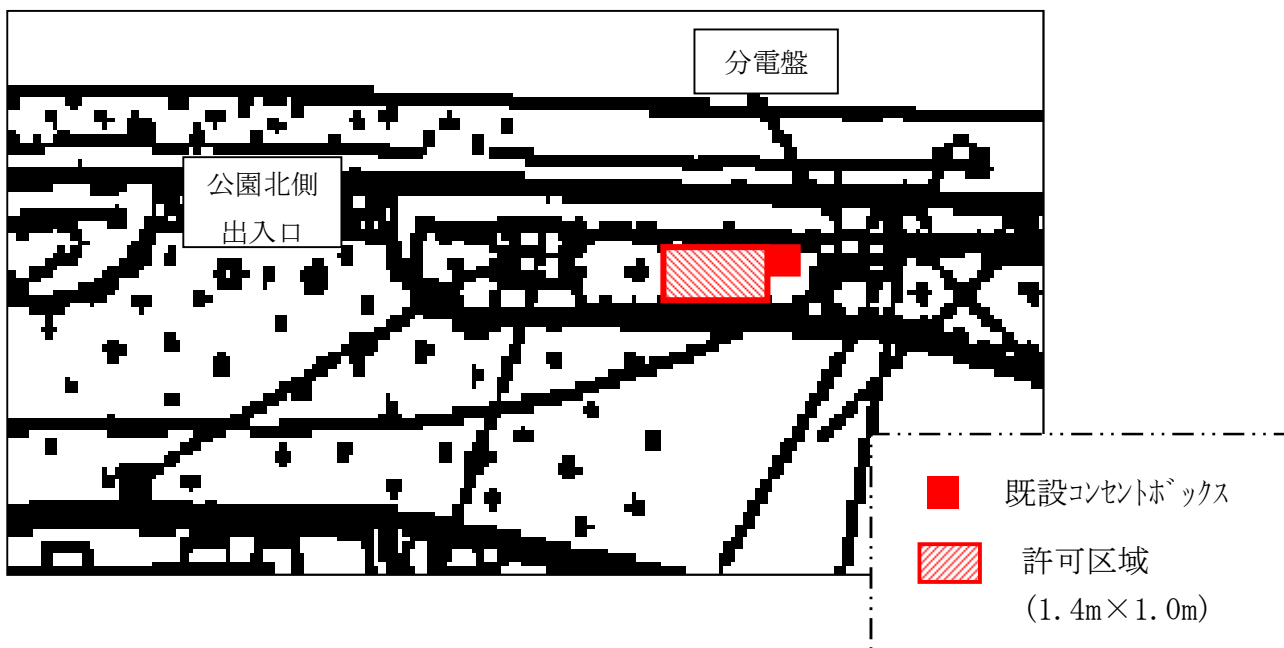


(物件番号 緑土-12) 新家中央公園

【公園全体平面図】

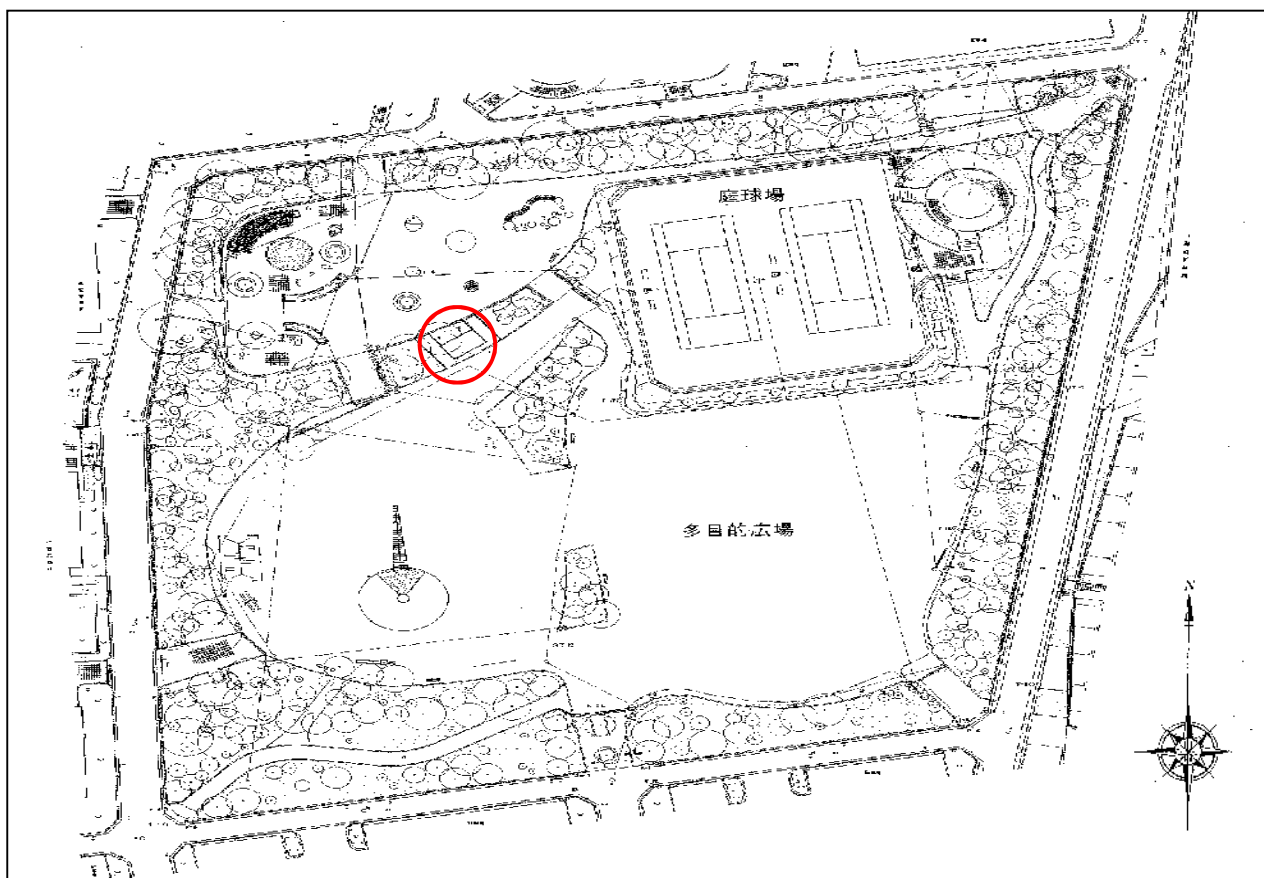


【設置箇所詳細図】

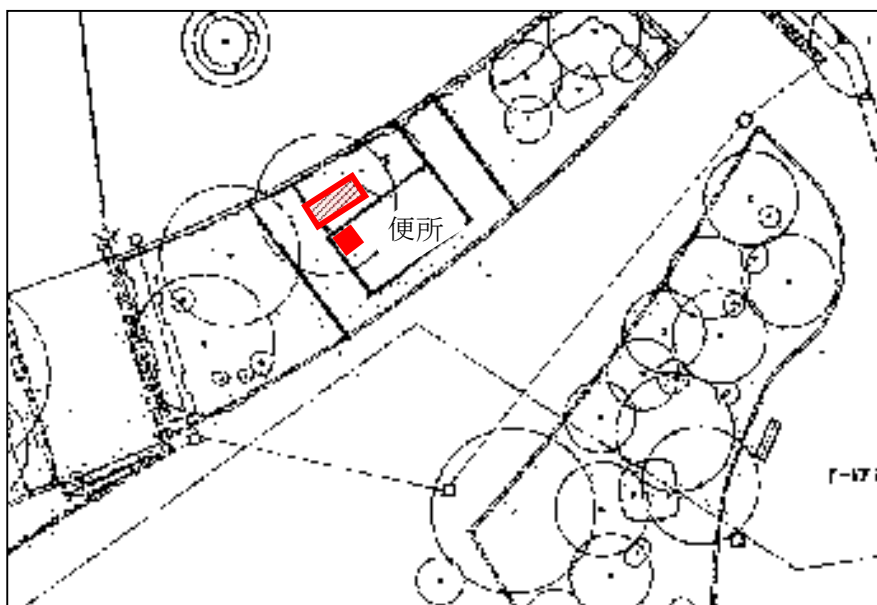


(物件番号 緑土-13) 荒越公園

【公園全体平面図】



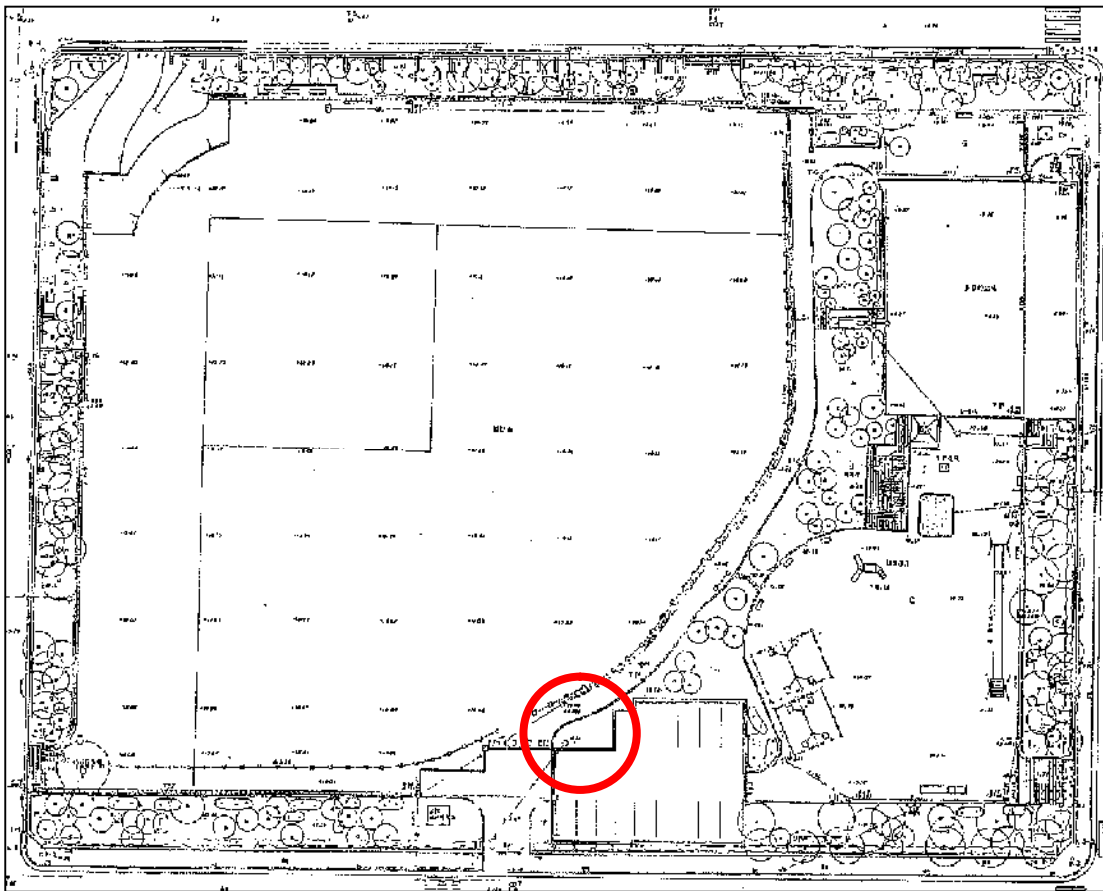
【設置箇所詳細図】



- 許可区域
(1.4m×1.0m)
- 既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-14) 八家公園

【公園全体平面図】

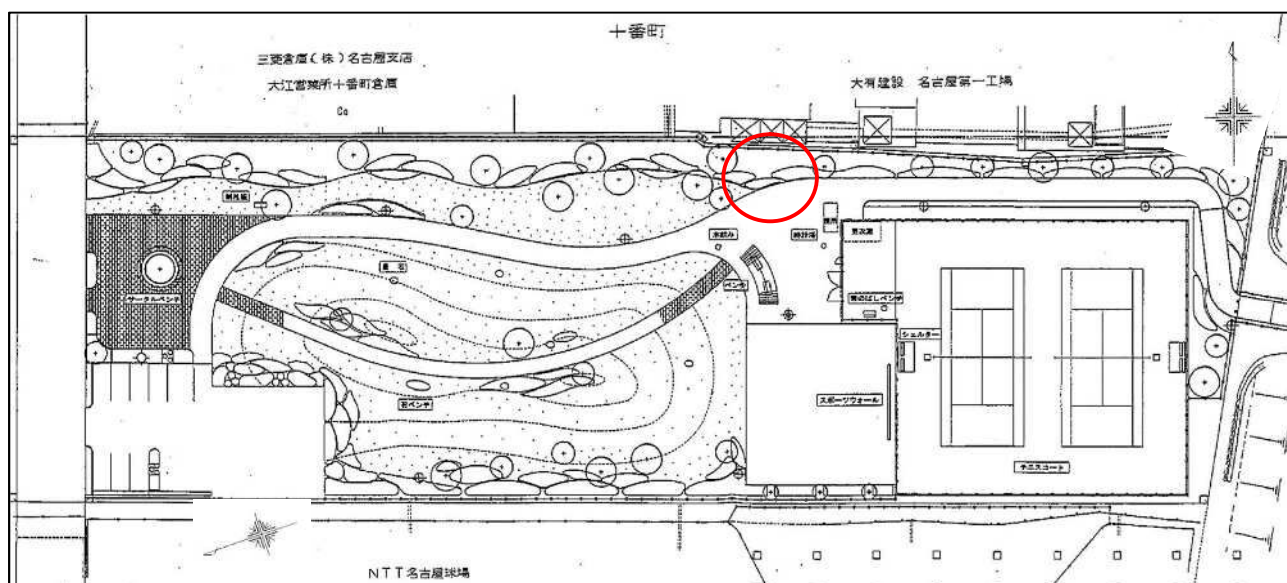


【設置箇所詳細図】

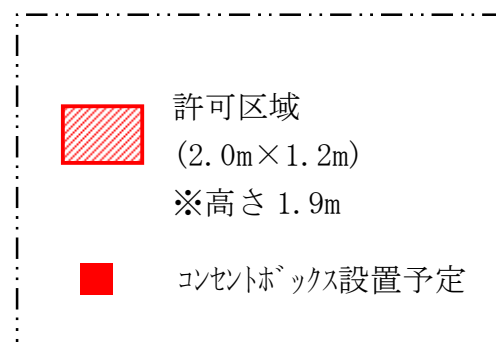
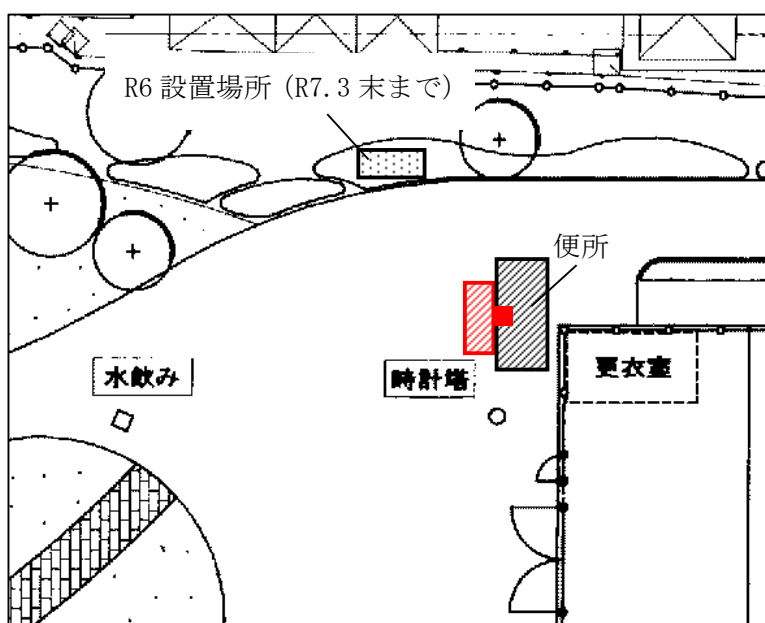


(物件番号 緑土-15) 南郊公園

【公園全体平面図】



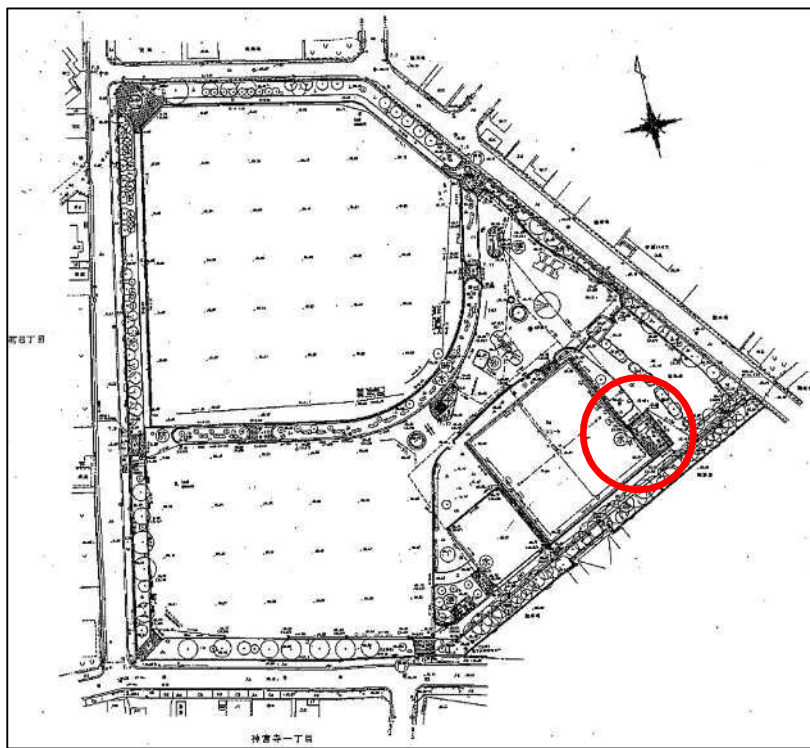
【設置箇所詳細図】



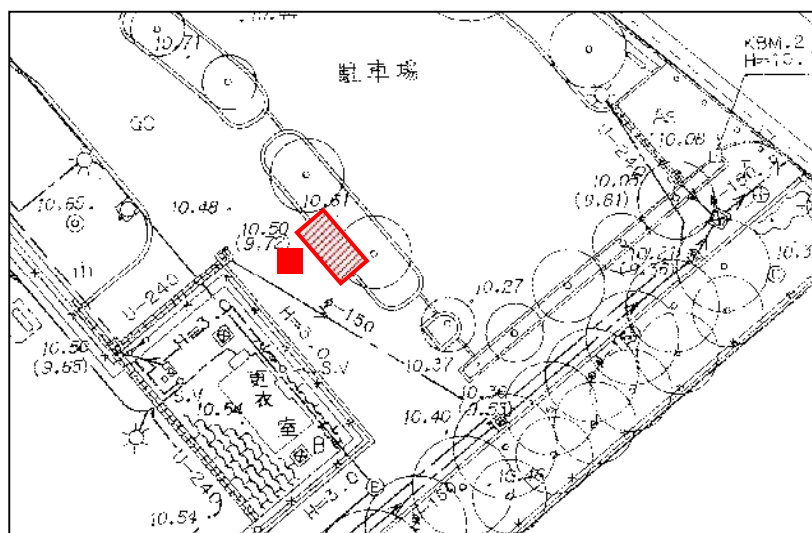
※今回公募する場所は現在の設置場所とは異なります。

(物件番号 緑土-16) 善南公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



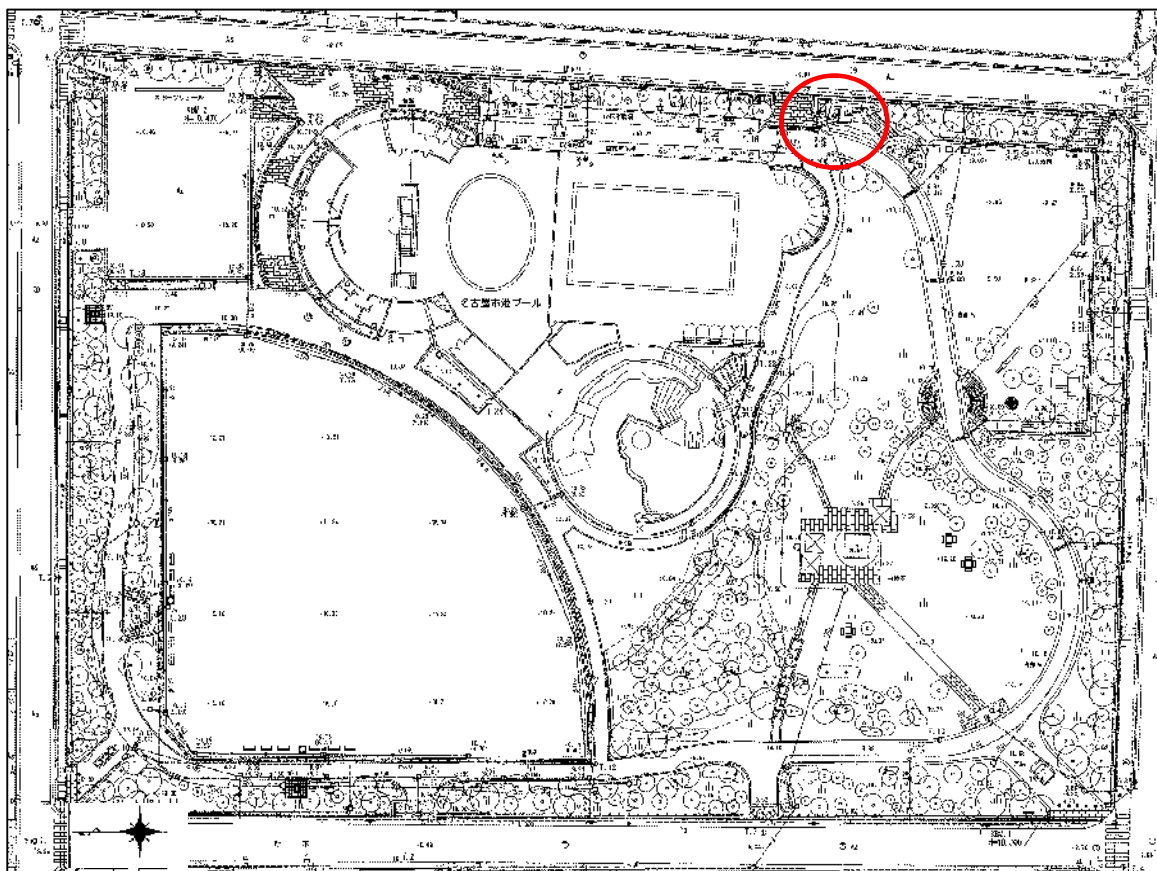
許可区域

(1.4m × 1.0m)

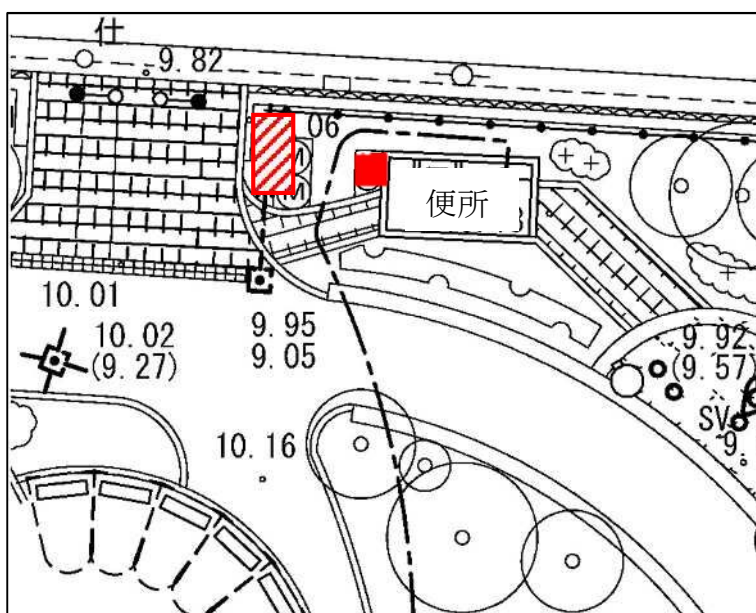
既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-17) 当知中央公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



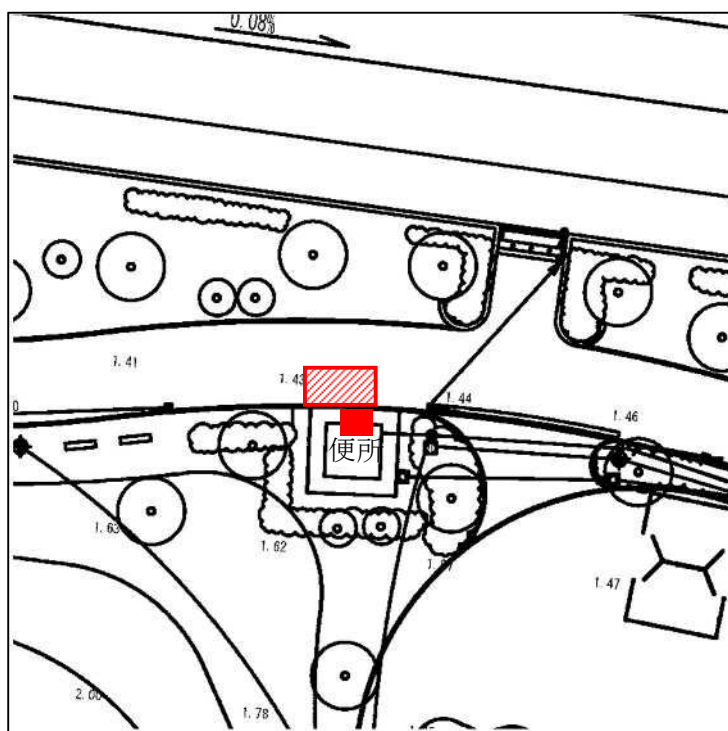
- コンセントボックス設置予定
- ▨ 許可区域
(2.0m×1.2m)

(物件番号 緑土-18) 南陽中央公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



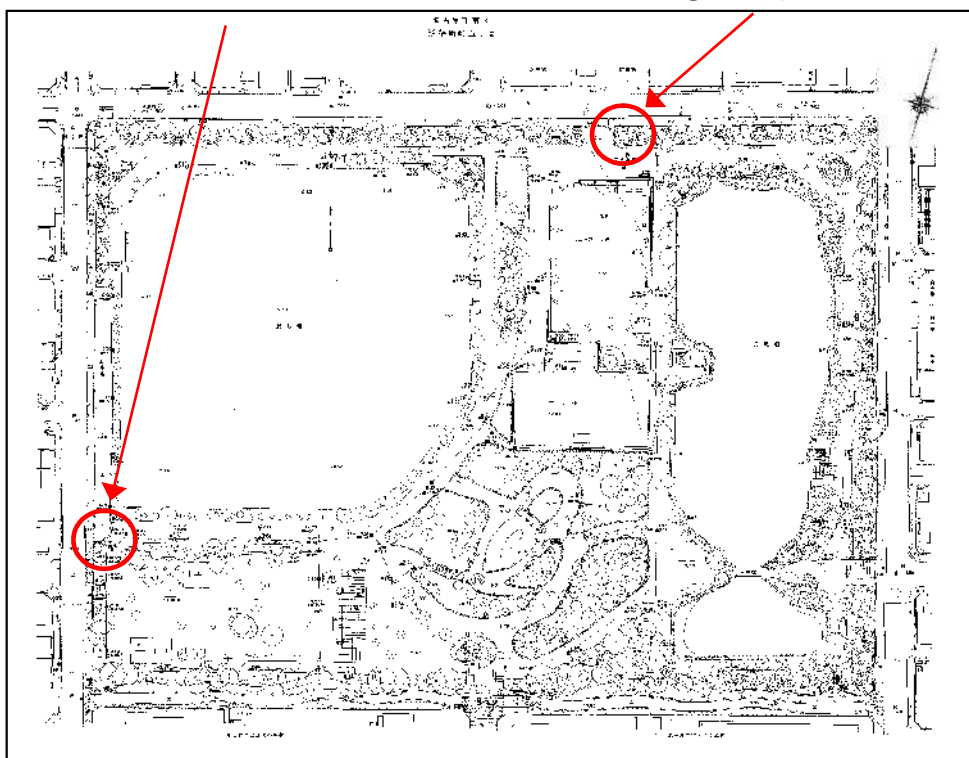
- 許可区域
(2.0m×1.2m)
- コンセントボックス設置予定

(物件番号 緑土-19) 道徳公園

【公園全体平面図】

②西側便所付近

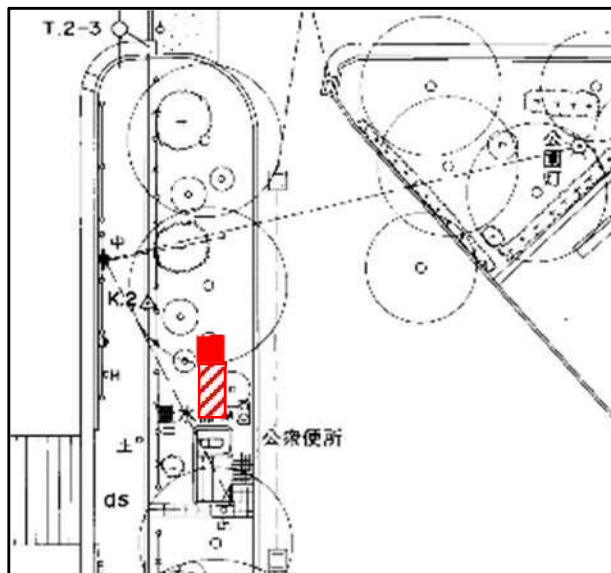
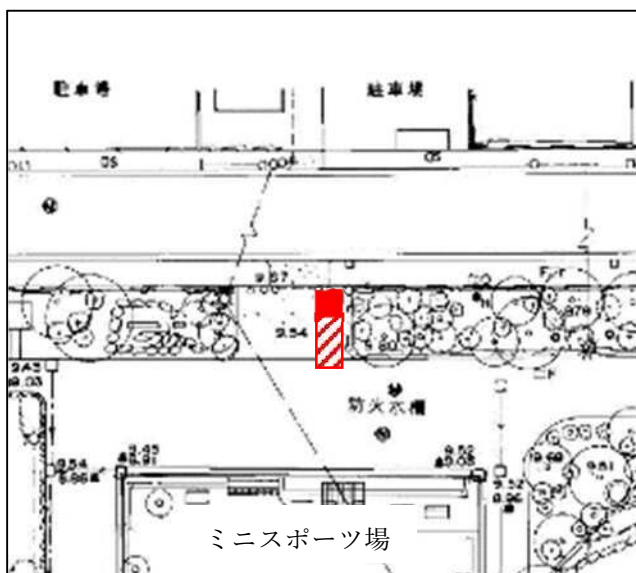
①北側出入口付近



【設置箇所詳細図】

①北側出入口付近

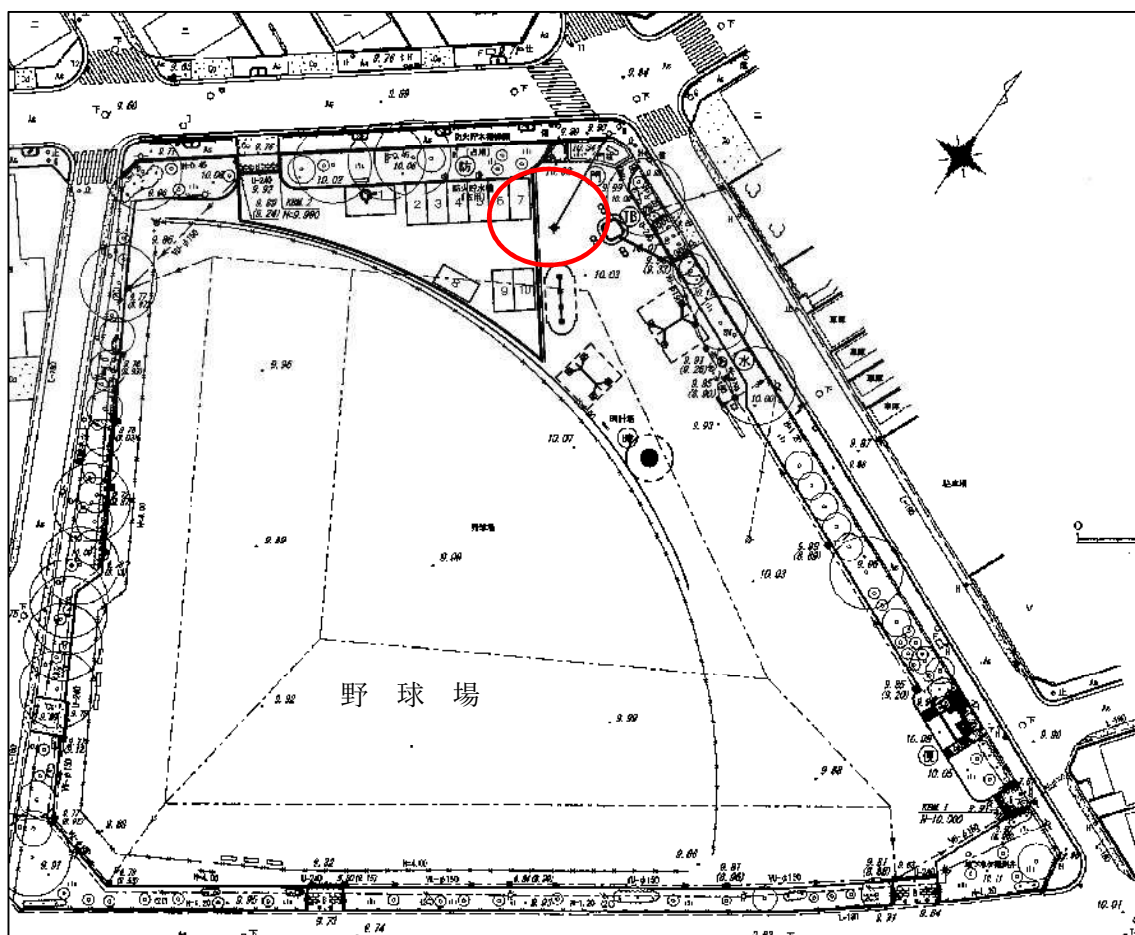
②西側便所付近



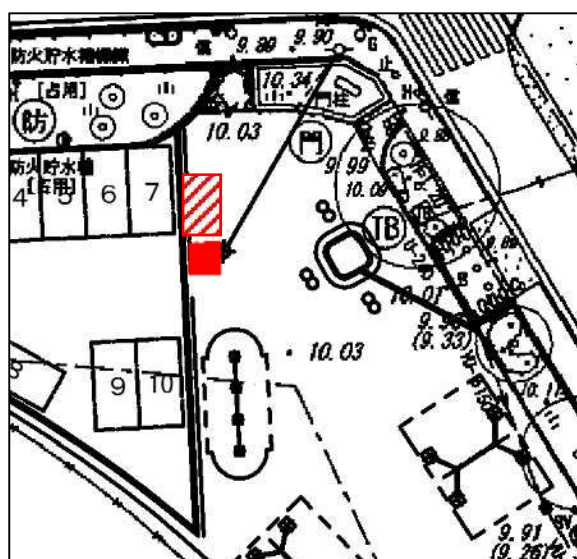
■ 既設コンセントボックス
▨ 許可区域
(2.0m×1.2m)

(物件番号 緑土-20) 赤坪公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】

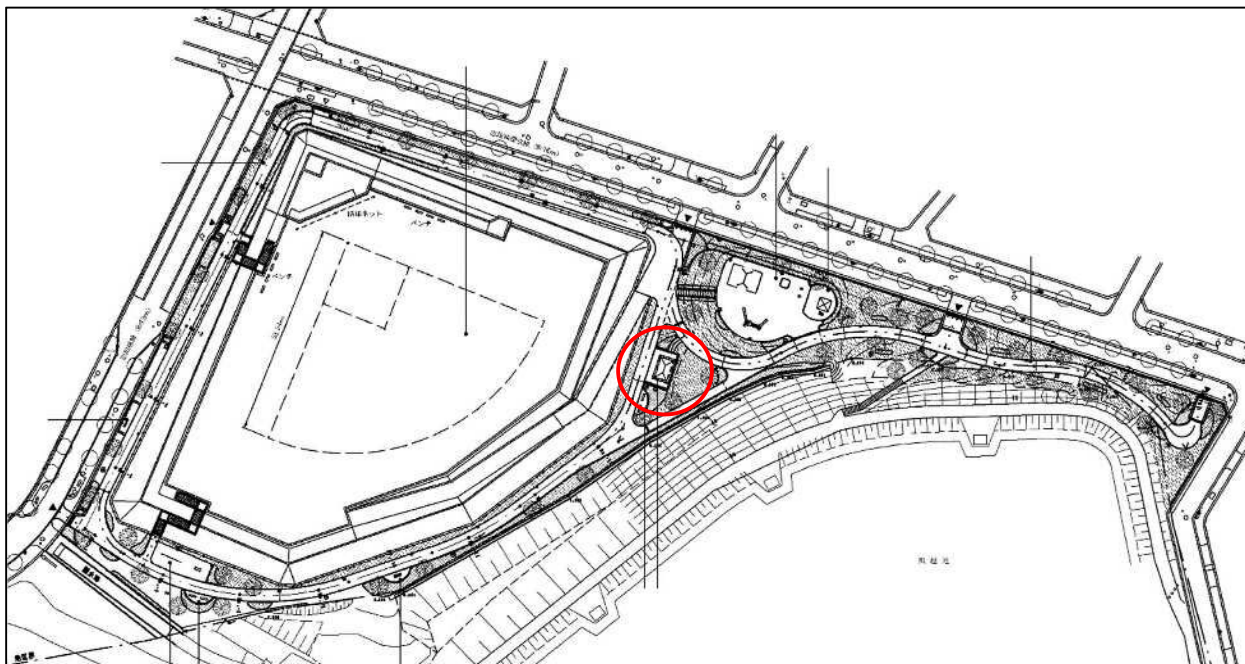


■ 既設コンセントボックス

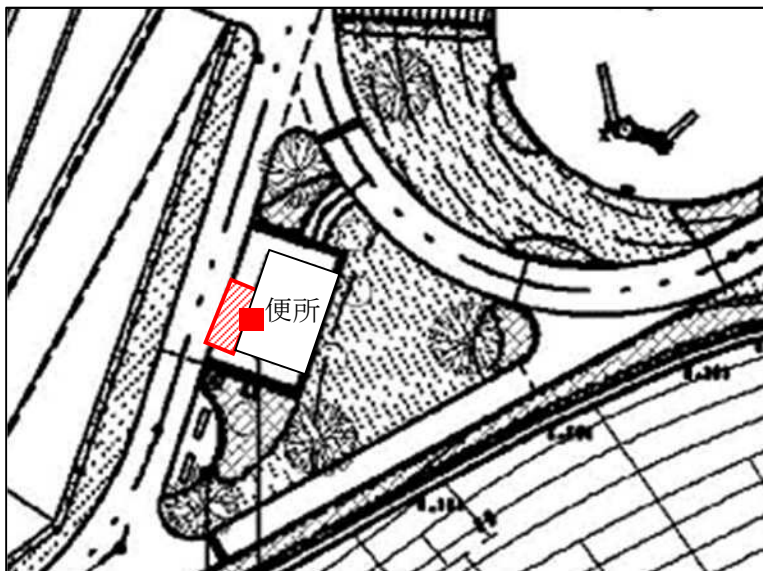
 許可区域
(1.4m×1.0m)

(物件番号 緑土-21) 下志段味公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



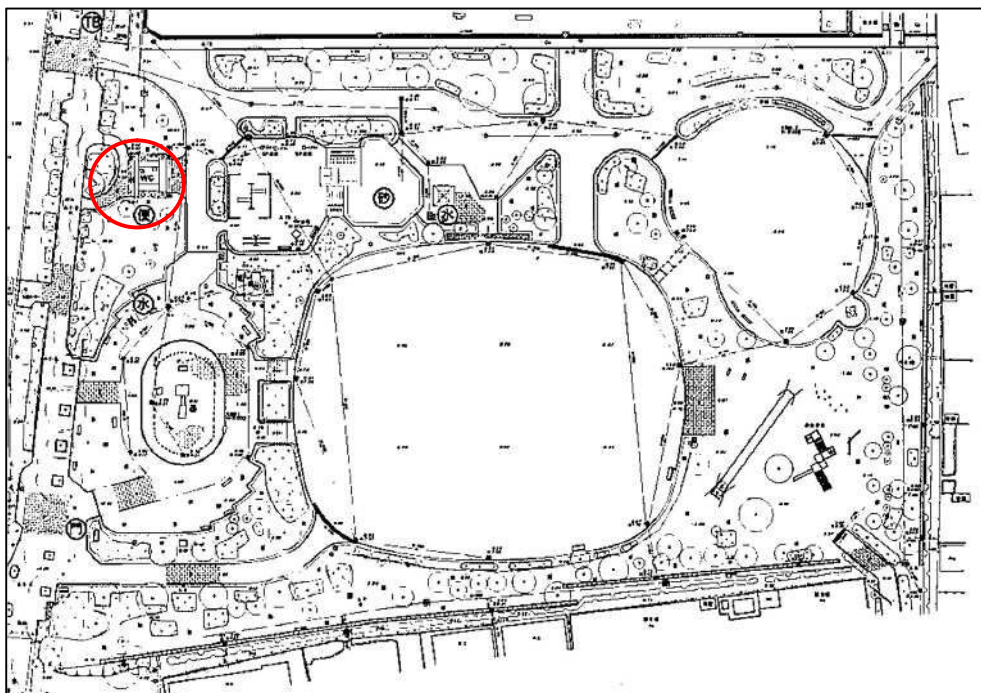
許可区域
(1.8m×1.2m)
※高さ 1.9m



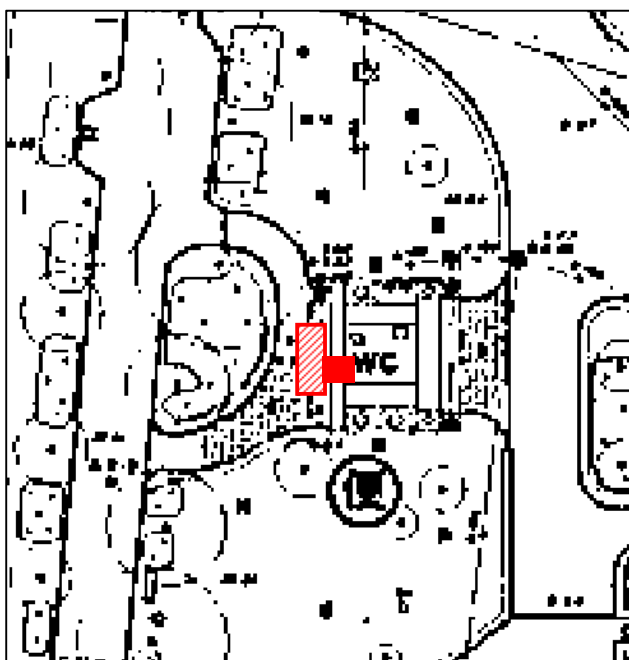
既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-22) 雨池公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



許可区域
(1.4m×1.0m)
※高さ 1.9m



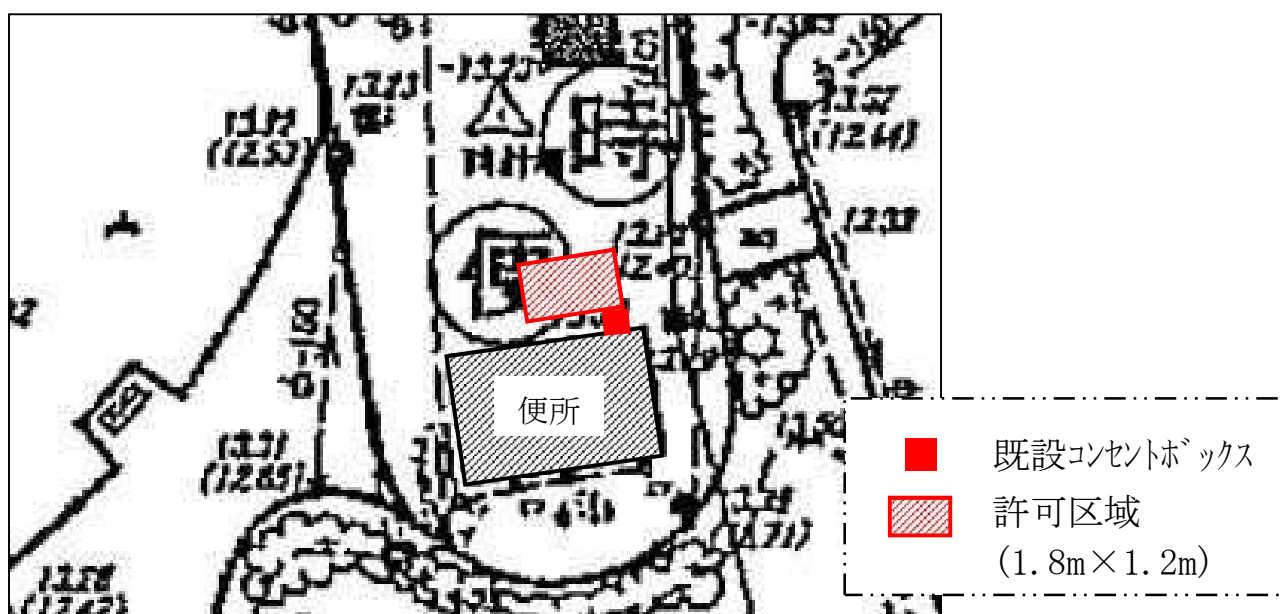
既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-23) 平池中央公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】

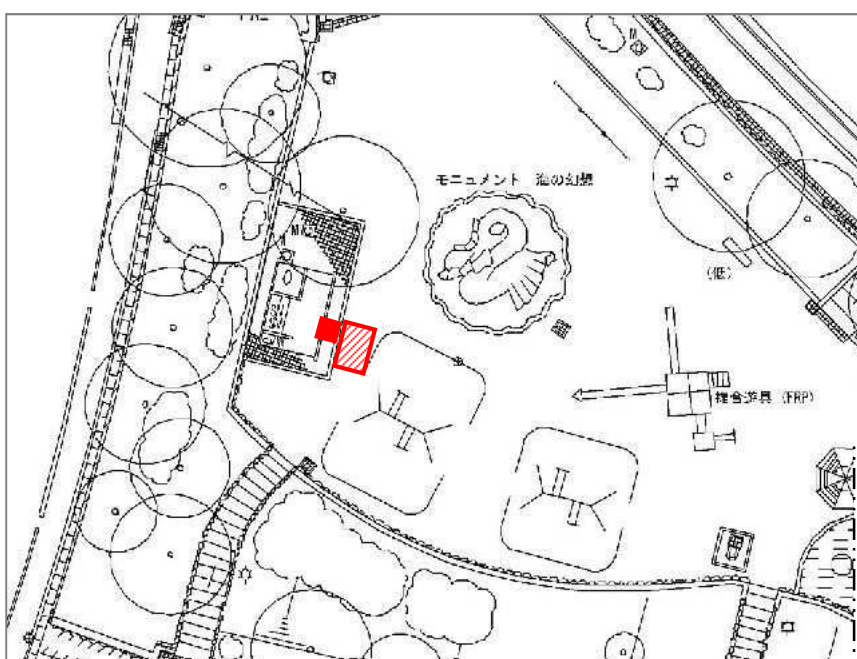


(物件番号 緑土-24) 虹ヶ丘公園

【公園全体平面図】



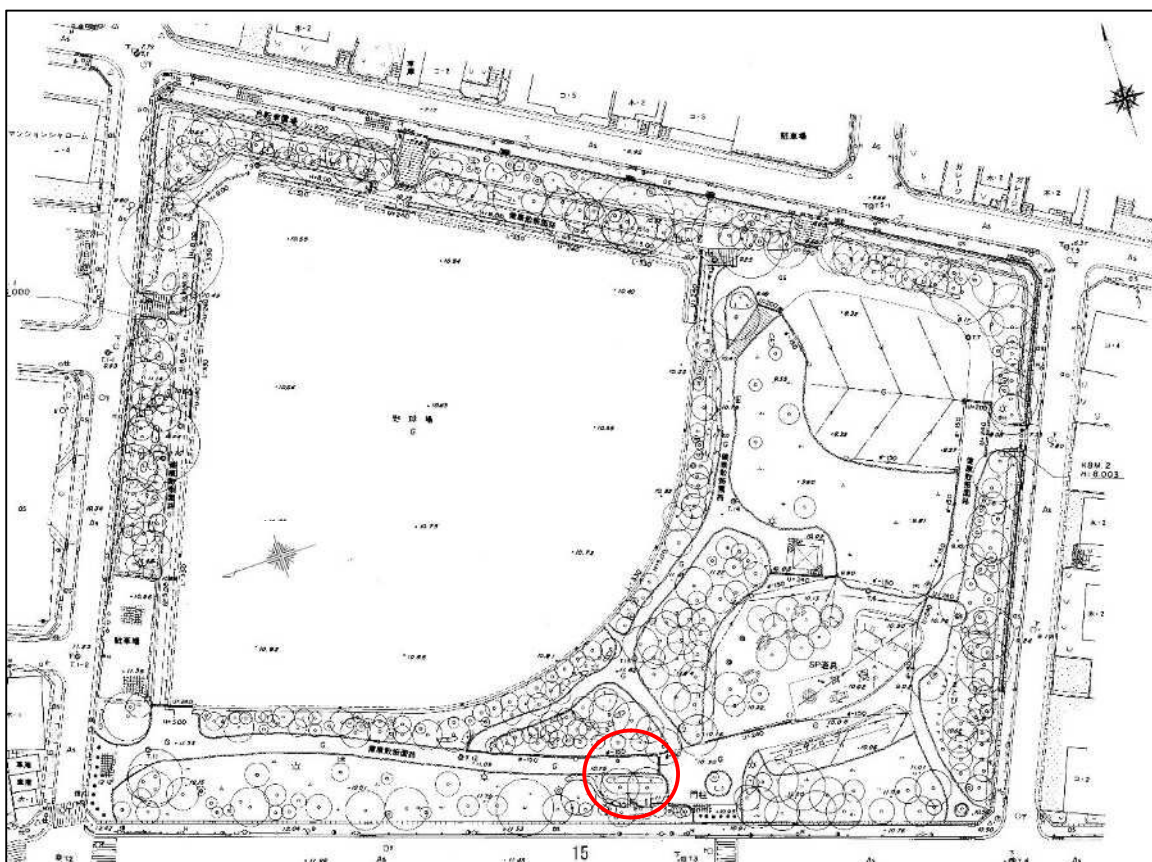
【設置箇所詳細図】



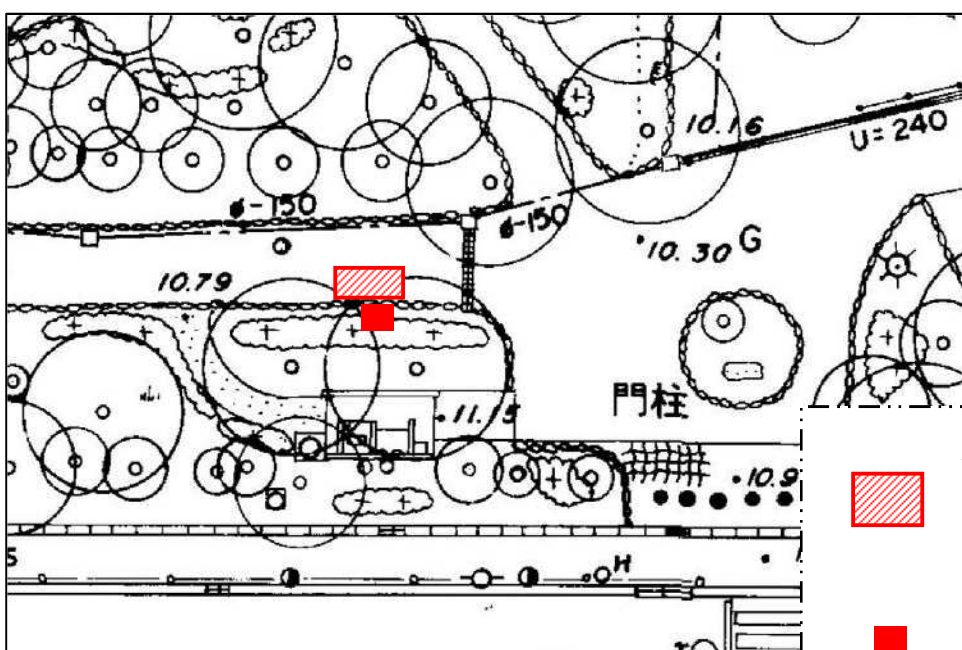
■ 既設コンセントボックス
▨ 許可区域
(1.4m×1.0m)

(物件番号 緑土-25) 西一社中央公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



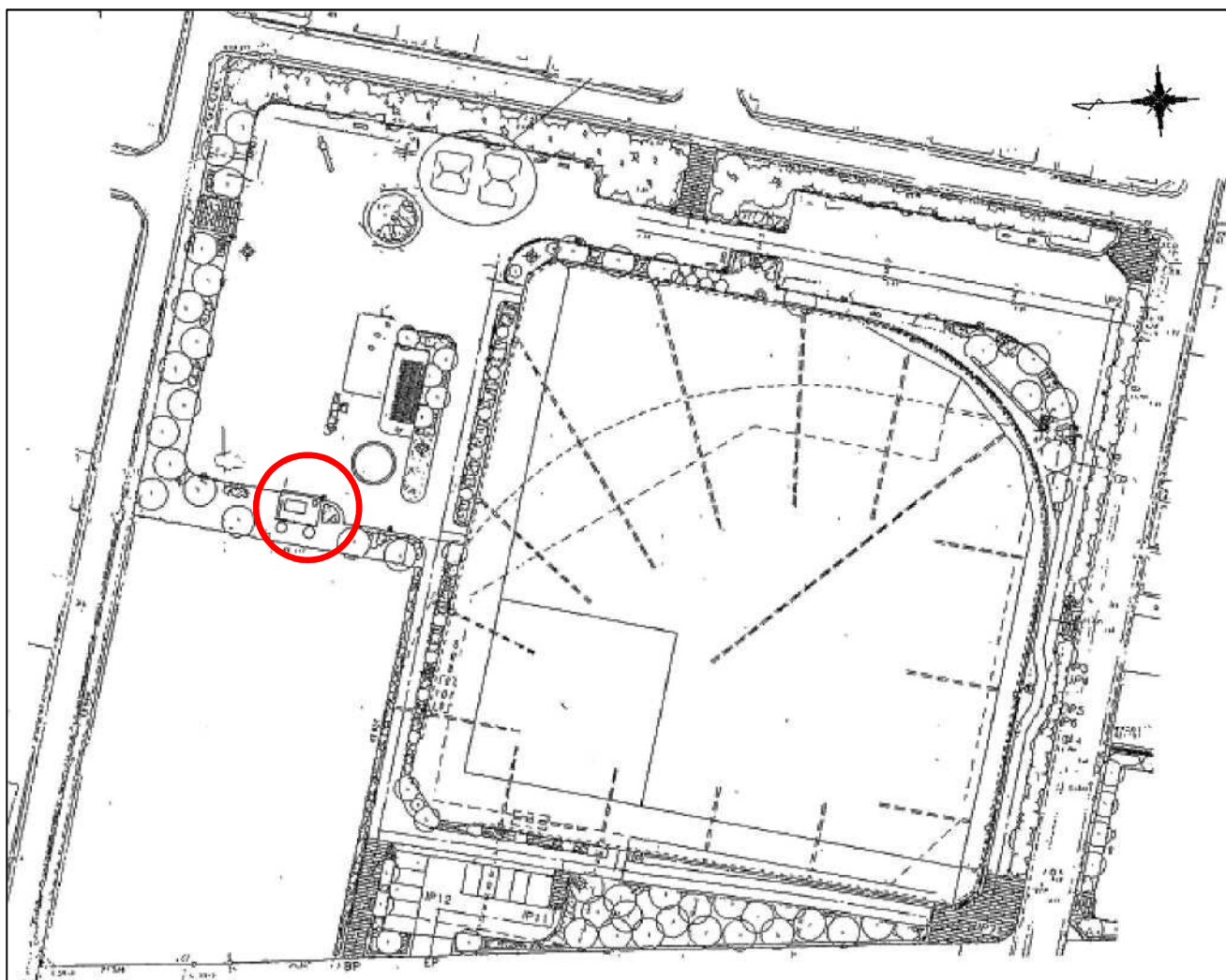
許可区域
(2.0m×1.2m)



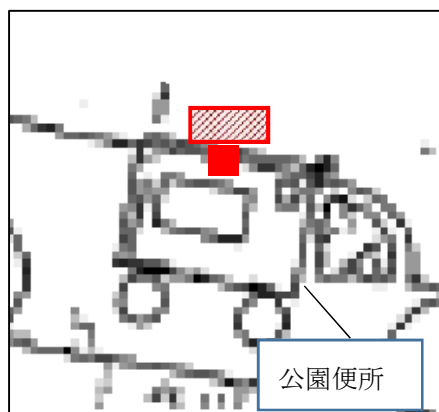
既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-26) 野並公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



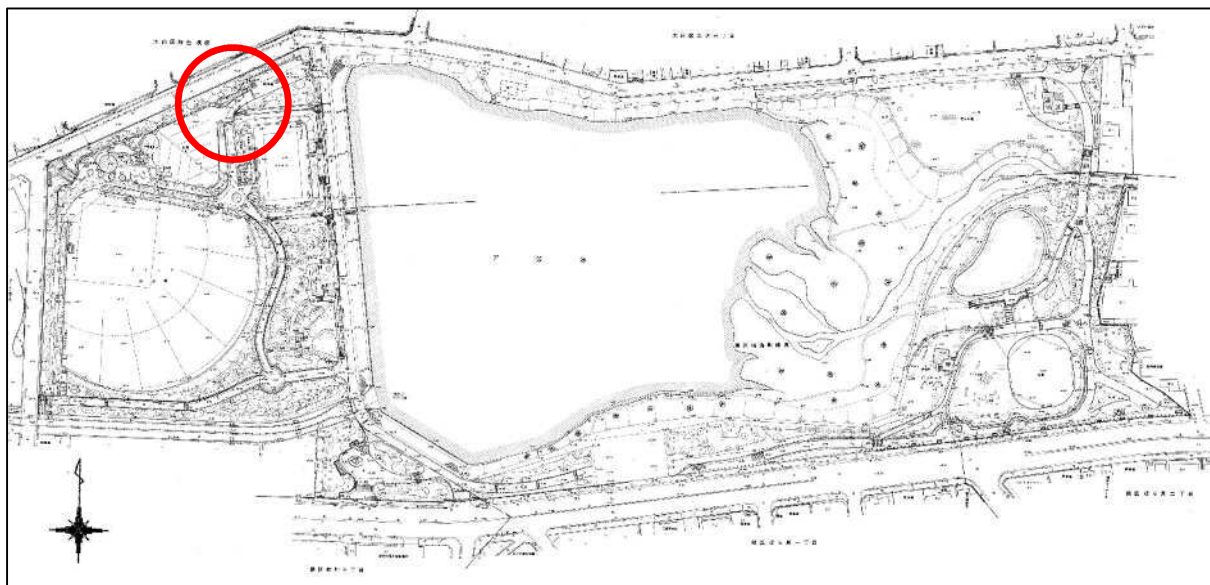
許可区域
(2.0m×1.2m)



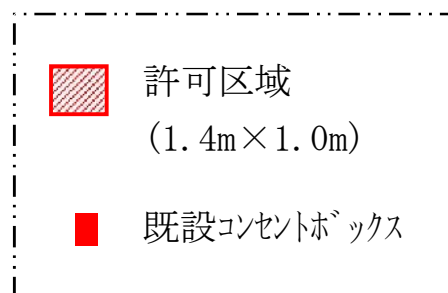
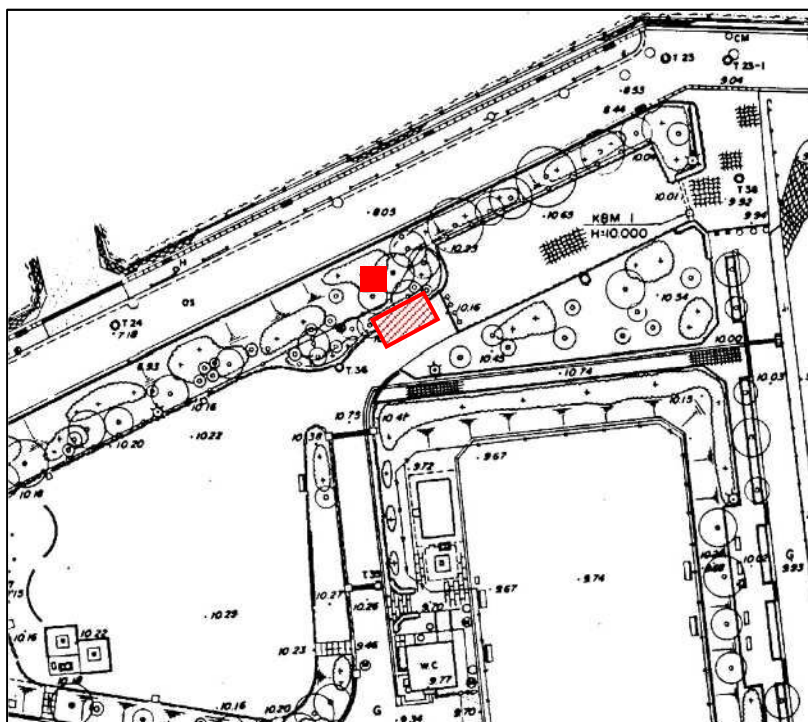
既設コンセントボックス

(物件番号 緑土-27) 戸笠公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



物件別特記仕様書（物件番号 緑土－28）

名古屋市を甲とし、都市公園法第5条第1項の許可を受けて自動販売機を設置する者（自動販売機設置事業者）を乙とする。

1 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	許可面積	設置台数
緑土－28	西区児玉三丁目	児玉南公園 便所付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台

*詳細は【設置箇所詳細図】を参照下さい。上記表中の設置場所の項に示した範囲内で、甲及び乙の協議によって決定します。

2 担当課

緑政土木局緑地部緑地利活用課 電話 052－972－2492

3 特記仕様

(1) 自動販売機の設置に際しては、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、許可が終了したときは、甲が認める場合を除き、許可期間内に原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。

施工内容

- ア 次の区分により行うものとするほか、関係法令に従い施工すること。
- イ 配線経路、自動販売機の設置位置は別図のとおりとする。
- ウ 給電には甲が設置するコンセントを使用することができる。
- エ 設置の際は、コンセントに接地極があるものについてはこれを利用し、ない場合は乙が接地極を設置し、これにより接地を取ること。
- オ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- カ 設置及び施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは乙の責任において復旧修理又は補償すること。
- キ 設置作業中及び施工中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。
- ク 廃材等は、すべて乙の責任において処分すること。
- ケ その他工事の詳細については、公園管理者と打合せを行いその指示に従うこと。
また明記なき事項でも、施工上当然措置を必要とする事項又は公園管理者指示による些細な変更等については、乙の負担にてこれを施工すること。

(2) 乙が設置する回収ボックスは、許可区域におさめること。

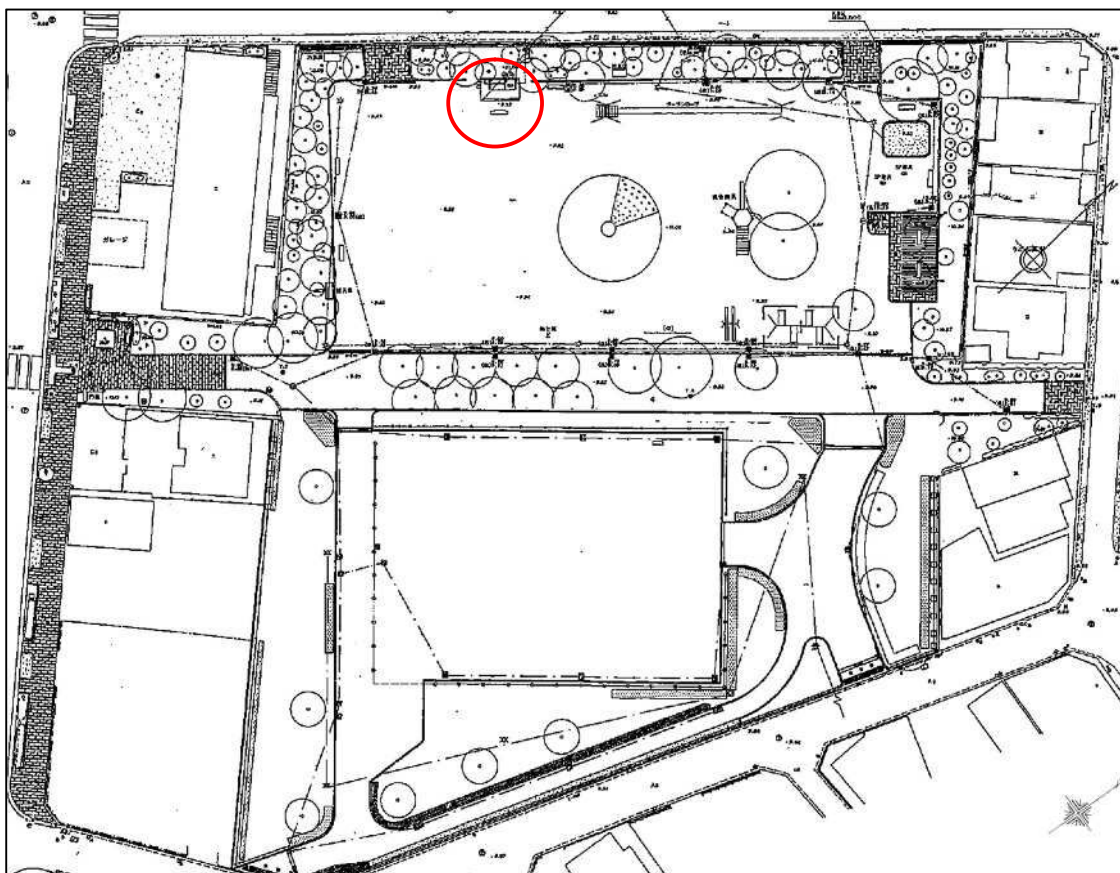
(3) 緑土－28については、令和9年度以降に許可区域に係る工事を実施する可能性がある。

工事の実施の有無及び着手時期は未定だが、自動販売機の設置ができなくなる可能性があるため、この工事の必要が生じたときは、廃止申出書を提出し、許可物件を廃止すること。許可物件の廃止については、甲の指示に従うこと。この場合、残りの期間に係る既納の使用料は還付する。

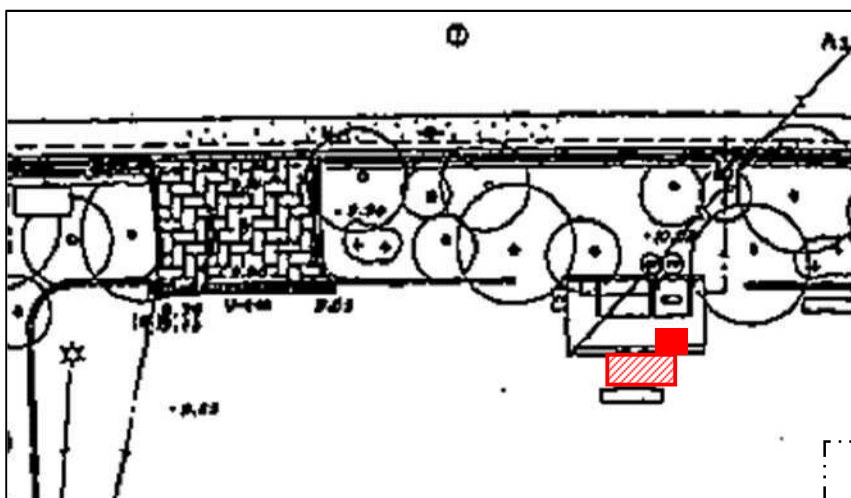
※上記仕様を除くその他の仕様については、共通仕様書に準ずる。

(物件番号 緑土-28) 児玉南公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



許可区域
(2.0m×1.2m)



既設コンセントボックス

物件別特記仕様書（物件番号 緑土－29）

名古屋市を甲とし、都市公園法第5条第1項の許可を受けて自動販売機を設置する者（自動販売機設置事業者）を乙とする。

1 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	許可面積	設置台数
緑土－29	中区大須三丁目	若宮大通公園(若宮広場) からくり時計付近	2.40m ² (幅2.0m×奥行1.2m)	1台

*詳細は【設置箇所詳細図】を参照下さい。上記表中の設置場所の項に示した範囲内で、甲及び乙の協議によって決定します。

2 担当課

緑政土木局緑地部緑地利活用課 電話 052－972－2492

3 特記仕様

(1) 自動販売機の設置に際しては、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、許可が終了したときは、甲が認める場合を除き、許可期間内に原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。

施工内容

- ア 次の区分により行うものとするほか、関係法令に従い施工すること。
- イ 配線経路、自動販売機の設置位置は別図のとおりとする。
- ウ 給電には甲が設置するコンセントを使用することができる。
- エ 設置の際は、コンセントに接地極があるものについてはこれを利用し、ない場合は乙が接地極を設置し、これにより接地を取ること。
- オ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- カ 設置及び施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは乙の責任において復旧修理又は補償すること。
- キ 設置作業中及び施工中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。
- ク 廃材等は、すべて乙の責任において処分すること。
- ケ その他工事の詳細については、公園管理者と打合せを行いその指示に従うこと。
また明記なき事項でも、施工上当然措置を必要とする事項又は公園管理者指示による些細な変更等については、乙の負担にてこれを施工すること。

(2) 乙が設置する回収ボックスは、許可区域におさめること。

(3) 緑土－29については、当該都市公園に関する検討中の事業があり、設置許可期間内に

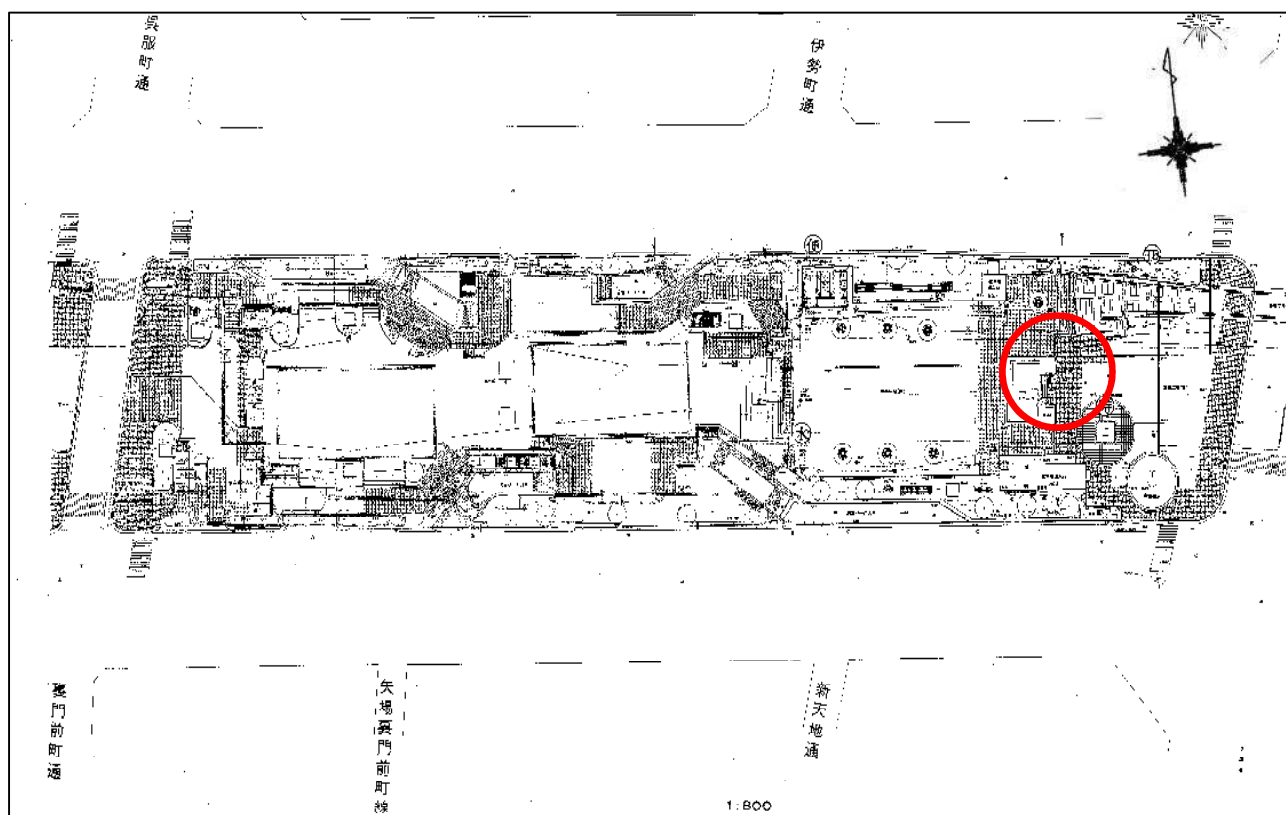
許可区域に係る工事を実施する可能性がある。工事の実施の有無及び着手時期は未定だが、自動販売機の設置ができなくなる可能性があるため、この工事の必要が生じたときは、廃止申出書を提出し、許可物件を廃止すること。許可物件の廃止については、甲の指示に従うこと。この場合、残りの期間に係る既納の使用料は還付する。

検討中の事業　：　名古屋高速道路の整備

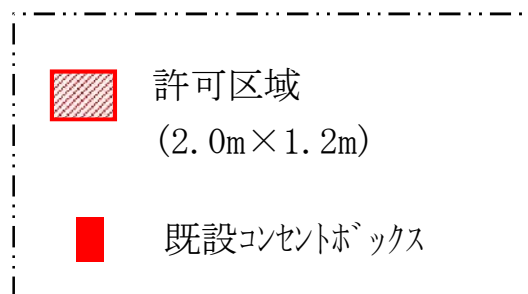
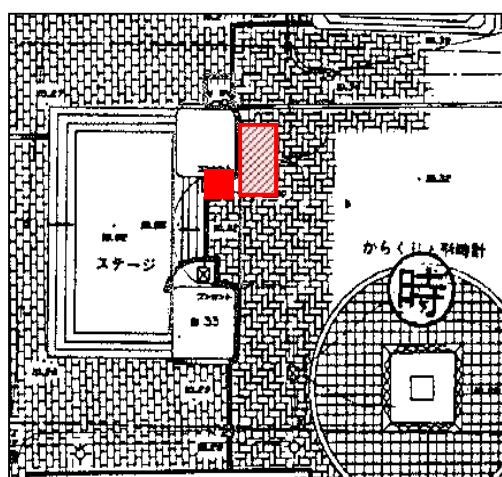
※上記仕様を除くその他の仕様については、共通仕様書に準ずる。

(物件番号 緑土-29) 若宮大通公園(若宮広場)

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



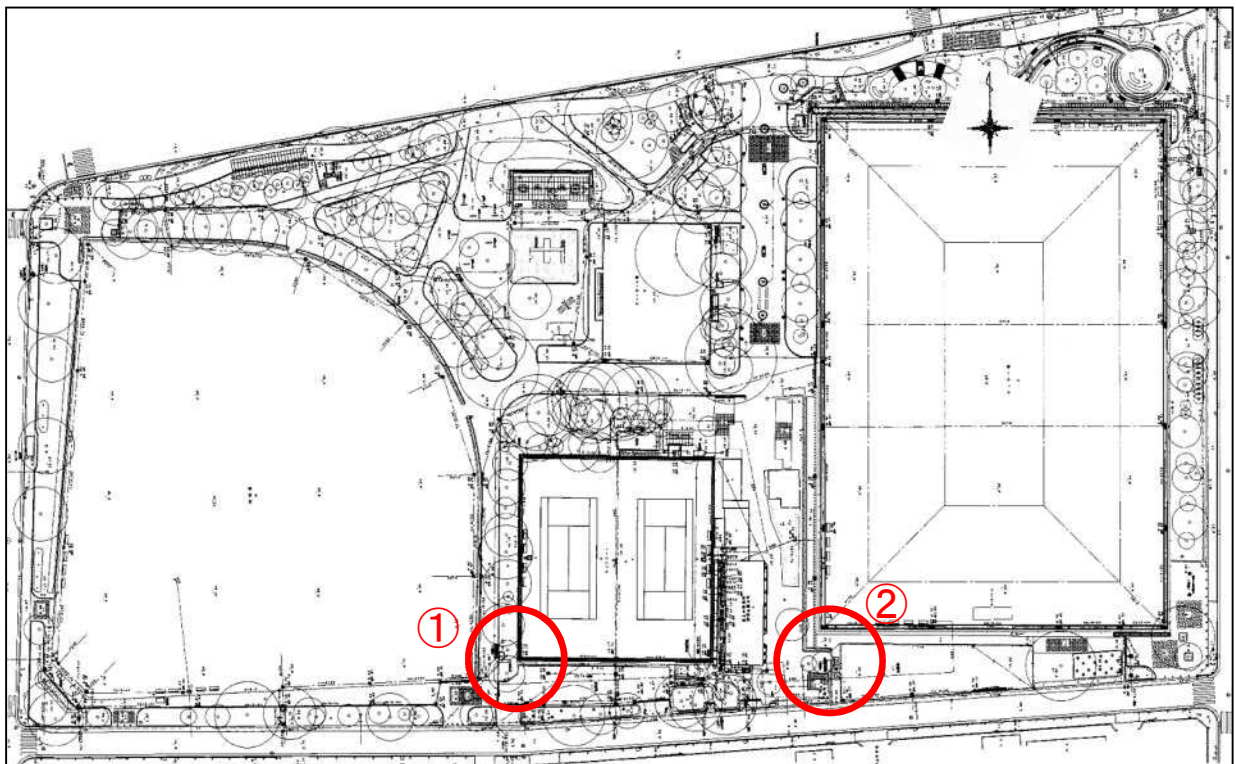
物件別特記仕様書（物件番号 緑土－30）

名古屋市を甲とし、都市公園法第5条第1項の許可を受けて自動販売機を設置する者（自動販売機設置事業者）を乙とする。

1 自動販売機設置場所

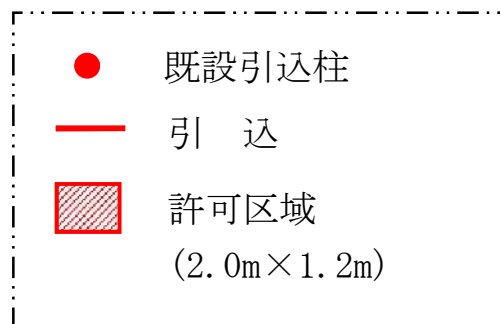
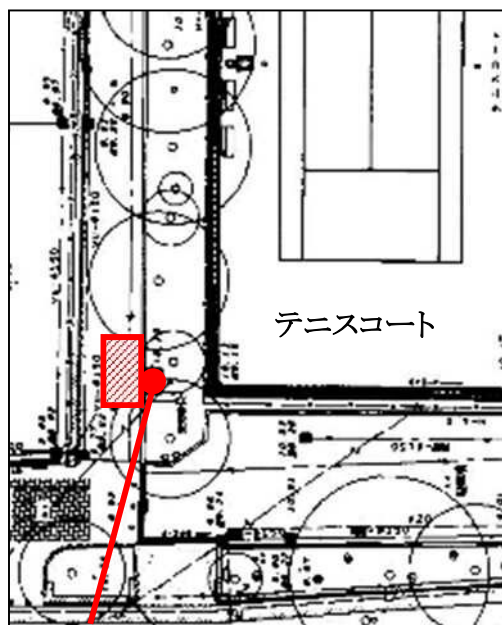
物件番号	所在地	設置場所	許可面積	設置台数
緑土－30	西区天神山町	押切公園 ①テニスコート西側 ②陸上競技場南側	①2.40㎡ （幅2.0m×奥行1.2m） ②2.40㎡ （幅2.0m×奥行1.2m）	①1台 ②1台

【公園全体平面図】

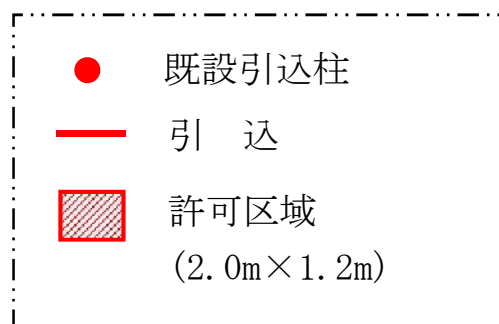
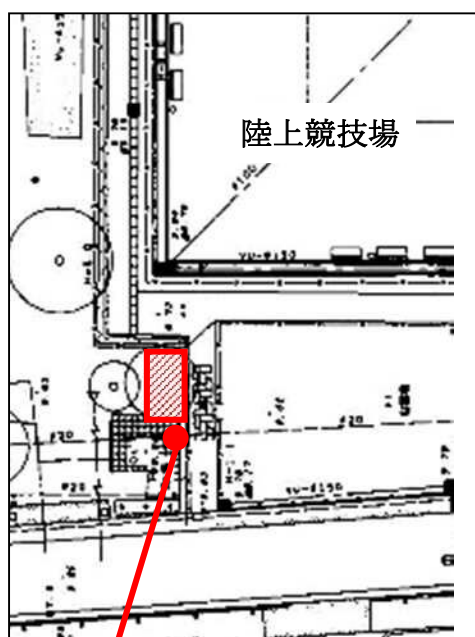


【設置箇所詳細図】

①テニスコート西側



②陸上競技場南側



2 担当課

緑政土木局緑地部緑地利活用課

電話052-972-2489

3 特記仕様

- (1) 本件については、2台を1事業者が入札するものとする。
- (2) 設置場所①については、令和7年9月頃から工事を実施する予定があり、数か月間自動販売機が使用できなくなる可能性がある。使用できなかった期間の既納の使用料は還付する。
- (3) 設置場所②については、令和9年度以降に許可区域に係る工事を実施する予定があり自動販売機の設置ができなくなるため、設置許可期間を令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 自動販売機の設置及び必要な電気工事の施工に際しては、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、設置許可期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。

施工内容

- ア 次の区分により行うものとするほか、関係法令に従い施工すること。
 - イ 配線経路、自動販売機の設置位置は別図のとおりとする。
 - ウ 給電は単独引込により行う。
 - エ 給電には甲が設置するコンセントを使用することができるが、別途、電気事業者と電気受給契約を締結すること。
 - オ 設置の際は、コンセントに接地極があるものについてはこれを利用し、ない場合は乙が接地極を設置し、これにより接地を取ること。
 - カ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
 - キ 設置及び施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは乙の責任において復旧修理又は補償すること。
 - ク 設置作業中及び施工中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。
 - ケ 廃材等は、すべて乙の責任において処分すること。
 - コ その他工事の詳細については、公園管理者と打合せを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、施工上当然措置を必要とする事項又は公園管理者指示による些細な変更等については、乙の負担にてこれを施工すること。
- (5) 乙が設置する回収ボックスは、許可区域におさめること。

※上記仕様を除くその他の仕様については、共通仕様書に準ずる。

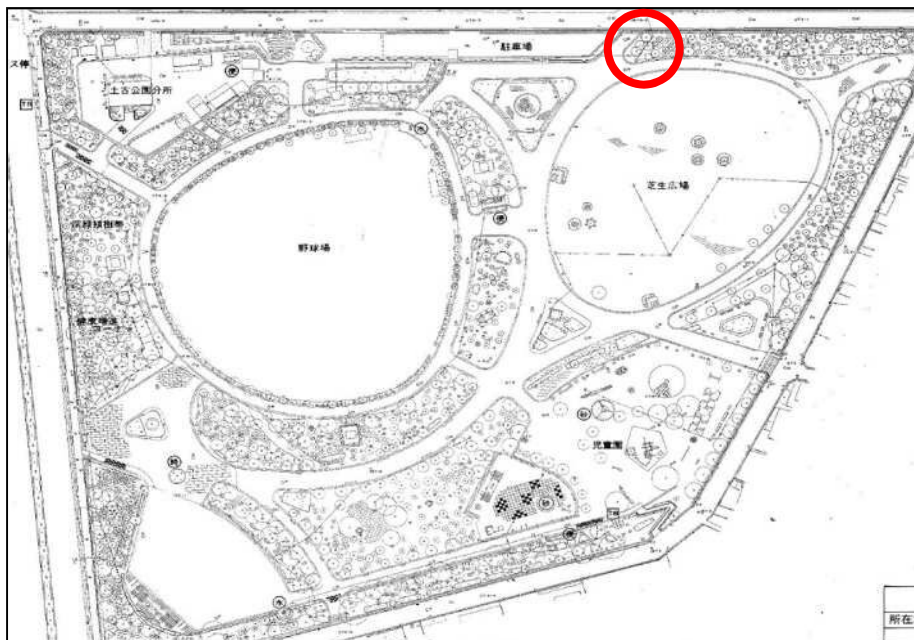
物件別特記仕様書（物件番号 緑土－31）

名古屋市を甲とし、都市公園法第 5 条第 1 項の許可を受けて自動販売機を設置する者（自動販売機設置事業者）を乙とする。

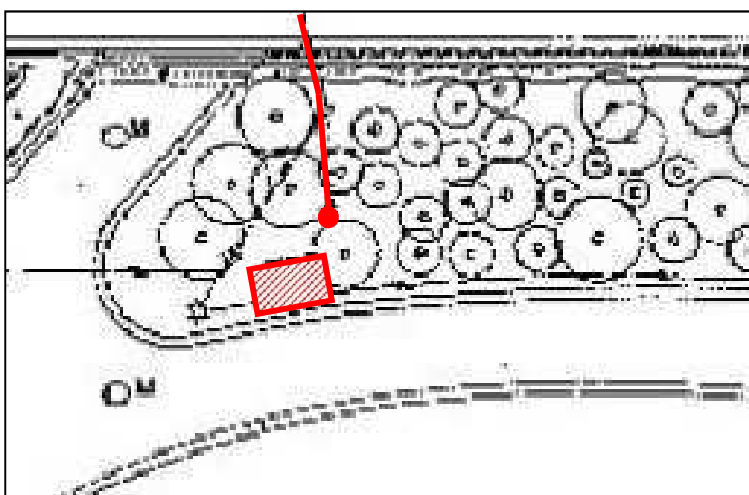
1 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	許可面積	設置台数
緑土－31	港区東土古町二丁目	土古公園 芝生広場北	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



- 既設引込柱
- 引 込
- 許可区域
(2.0m×1.2m)

2 担当課

緑政土木局緑地部緑地利活用課 電話052-972-2489

3 特記仕様

- (1) 自動販売機の設置及び必要な電気工事の施工に際しては、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、設置許可期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。

施工内容

- ア 次の区分により行うものとするほか、関係法令に従い施工すること。
- イ 配線経路、自動販売機の設置位置は別図のとおりとする。
- ウ 給電は単独引込により行う。
- エ 給電には甲が設置するコンセントを使用することができるが、別途、電気事業者と電気受給契約を締結すること。
- オ 設置の際は、コンセントに接地極があるものについてはこれを利用し、ない場合は乙が接地極を設置し、これにより接地を取ること。
- カ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- キ 設置及び施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは乙の責任において復旧修理又は補償すること。
- ク 設置作業中及び施工中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。
- ケ 廃材等は、すべて乙の責任において処分すること。
- コ その他工事の詳細については、公園管理者と打合せを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、施工上当然措置を必要とする事項又は公園管理者指示による些細な変更等については、乙の負担にてこれを施工すること。

- (2) 乙が設置する回収ボックスは、許可区域におさめること。

※上記仕様を除くその他の仕様については、共通仕様書に準ずる。

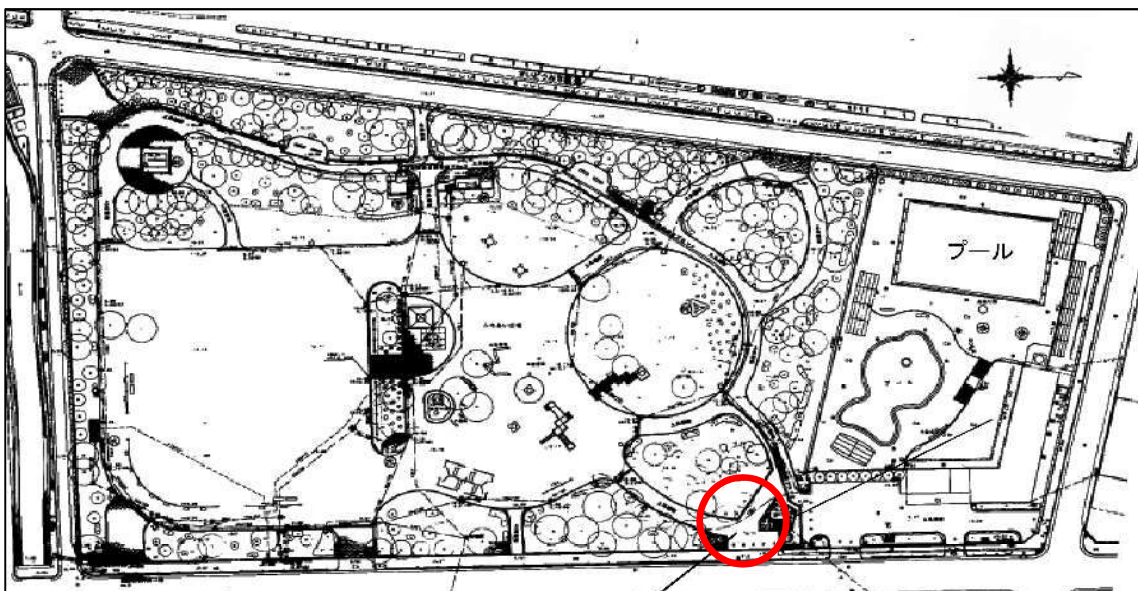
物件別特記仕様書（物件番号 緑土－32）

名古屋市を甲とし、都市公園法第5条第1項の許可を受けて自動販売機を設置する者（自動販売機設置事業者）を乙とする。

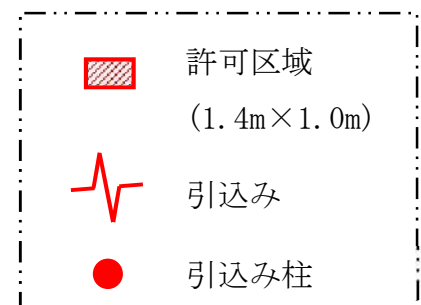
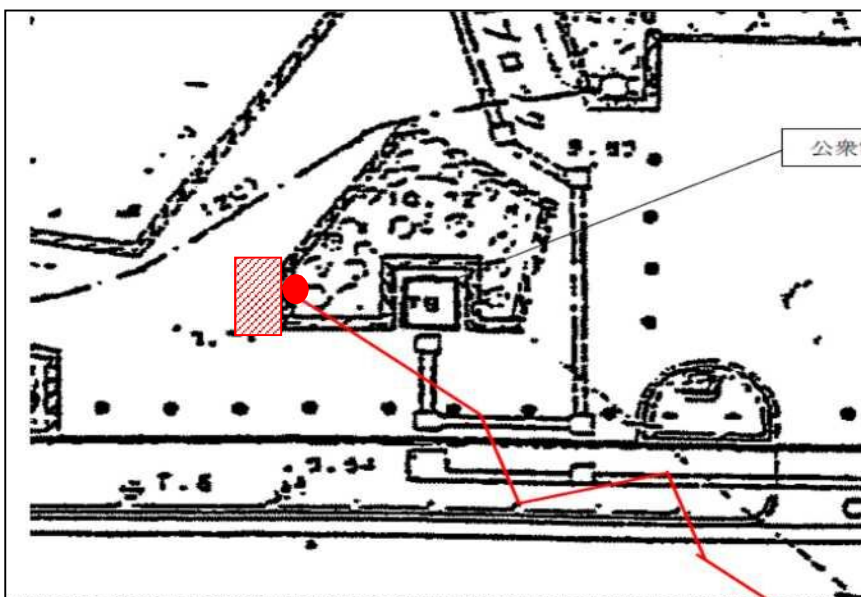
1 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	許可面積	設置台数
緑土－32	守山区村合町	山下公園 プール入口付近	1.40㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台

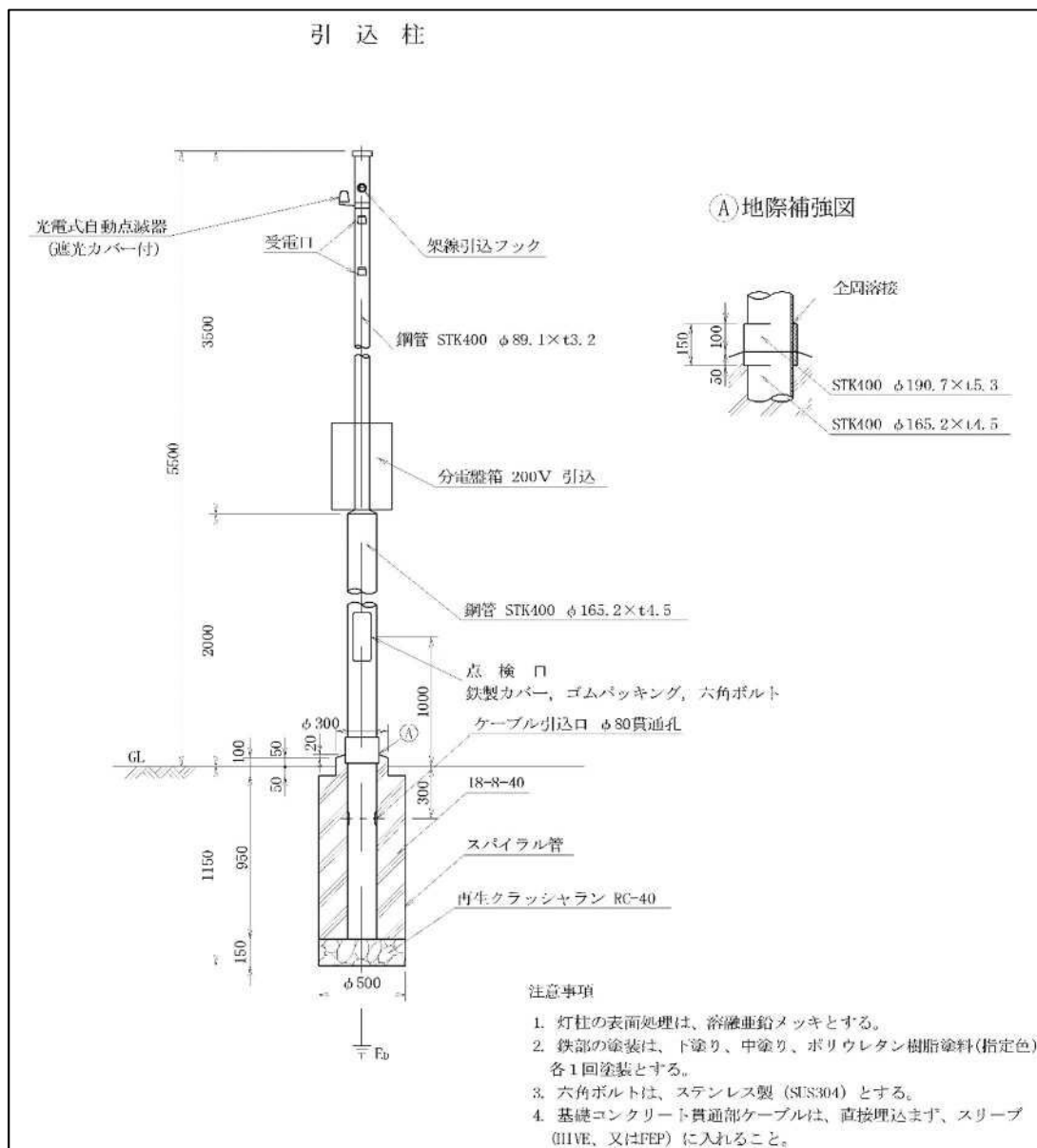
【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】



【引込柱構造図】



※この構造図によらない引込施設を設置する場合は、設計風速60m/s（ポールの高さが6m以下のものについては設計風速40m/s）とし、構造計算書を提出すること。

2 担当課

緑政土木局緑地部緑地利活用課 電話052-972-2489

3 特記仕様

(1) 自動販売機の設置及び必要な電気工事の施工に際しては、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、設置許可期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。

(2) 本物件については、従前の設置者が施工した電気設備があるため、現在自動販売機を設置している者との協議が整えば、これを利用することができるが、同設備が毀損した場合の補修工事や設備の設置及び更新等が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき乙の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、設置許可期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、発注者に対し有益費等の請求はできない。また従前の電気設備の不備等があってもその補修や費用負担を発注者に求めることはできない。

施工内容

- ア 次の区分により行うものとするほか、関係法令に従い施工すること。
- イ 配線経路、自動販売機の設置位置は別図のとおりとする。
- ウ 給電は単独引込により行い、漏電ブレーカー、接地極付コンセントを設置すること。
- エ 先に示した引込柱構造図に基づいた引込施設を貸付エリア内に設置し、構造図を甲へ提出すること。ただし、この構造図によらない引込施設を設置する場合は、設計風速60m/s（ポールの高さが6m以下のものについては設計風速40m/s）とし、構造計算書を併せて提出すること。
- オ 漏電ブレーカー及び接地極付コンセントは、防雨機能を持った屋外用ボックス（縦300mm×横200mm×深さ150mm程度）内に設置すること。ボックスは施錠できる構造のものとし、設置後乙により施錠すること。
- カ 配線にはエコケーブルまたはエコ電線を使用すること。
- キ 配線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被覆すること。
- ク 屋外配線は、合成樹脂管により保護し、直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。
- ケ コンセントに接地極があるものについてはこれを利用し、ない場合は乙が接地極を設置し、これにより接地を取ること。
- コ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- サ 設置及び施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは乙の責任において復旧修理又は補償すること。
- シ 設置作業中及び施工中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。
- ス 廃材等は、すべて乙の責任において処分すること。
- セ その他工事の詳細については、公園管理者と打合せを行いその指示に従うこと。ま

た明記なき事項でも、施工上当然措置を必要とする事項又は公園管理者指示による些細な変更等については、乙の負担にてこれを施工すること。

(2) 乙が設置する回収ボックスは、許可区域におさめること。

※上記仕様を除くその他の仕様については、共通仕様書に準ずる。

物件別特記仕様書（物件番号 緑土－33～緑土－34）

名古屋市を甲とし、都市公園法第5条第1項の許可を受けて自動販売機を設置する者（自動販売機設置事業者）を乙とする。

1 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	許可面積	設置台数
緑土－33	千種区吹上二丁目	吹上公園 東側便所付近	2.16㎡ (幅1.8m×奥行1.2m)	1台
緑土－34	昭和区広路通7丁目	川名公園 北側出入口付近	2.40㎡ (幅2.0m×奥行1.2m)	1台

＊詳細は【設置箇所詳細図】を参照下さい。上記表中の設置場所の項に示した範囲内で、甲及び乙の協議によって決定します。

2 担当課

緑政土木局緑地部緑地利活用課 電話052－972－2492

3 特記仕様

(1) 自動販売機の設置に際しては、下記に定める内容に留意し行うこと。なお許可期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。

ア 自動販売機の設置位置は設置箇所詳細図のとおりとする。

イ 給電には甲が設置するコンセントを使用することができる。

ウ 設置の際は、コンセントに接地極があるものについてはこれを利用し、ない場合は乙が接地極を設置し、これにより接地を取ること。

エ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。

オ 設置に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは、乙の責任において復旧修理又は補償すること。

カ 工事中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。

キ 廃材等は、全て乙の責任において処分すること。

ク その他工事の詳細については、公園管理者と打合せを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、施工上当然措置を必要とする事項又は公園管理者指示による些細な変更等については、乙の負担にてこれを施工すること。

(2) 販売品目は次のとおりとする。

容器包装に入ったアイスクリーム類とすること。

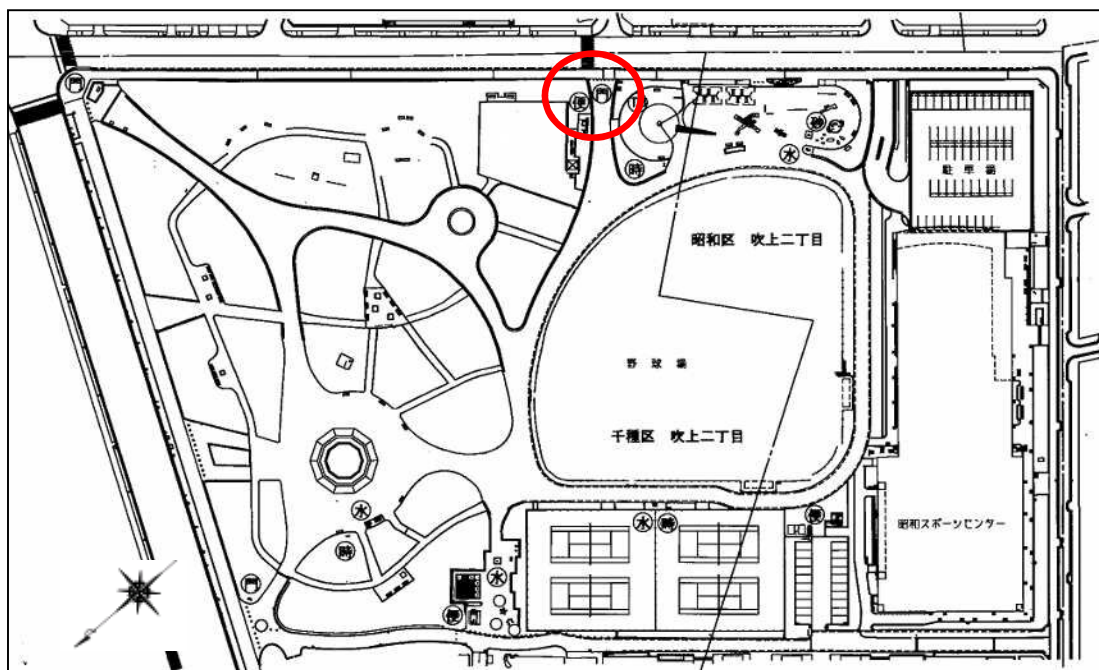
(3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

(4) 乙が設置する回収ボックスは、許可区域におさめること。

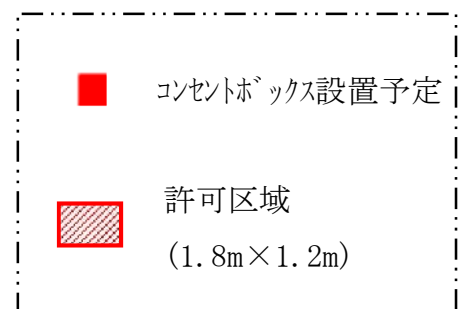
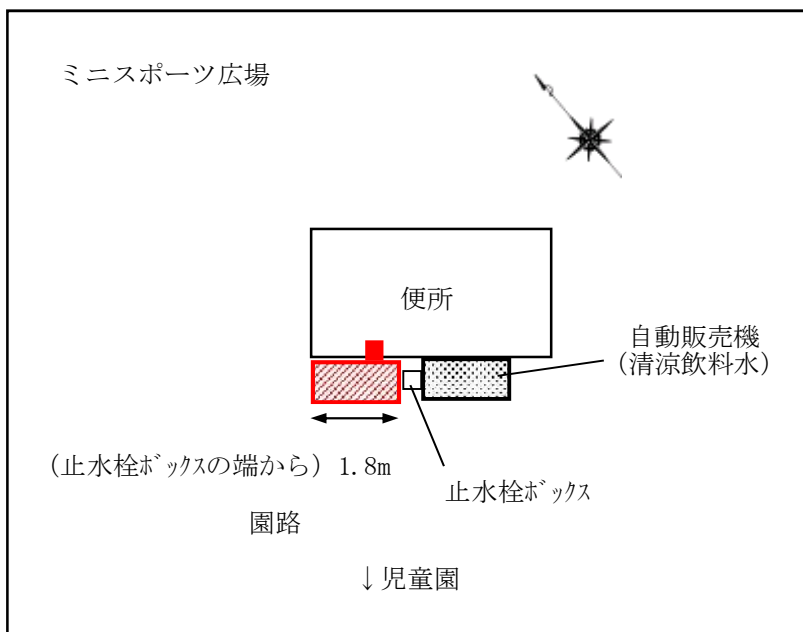
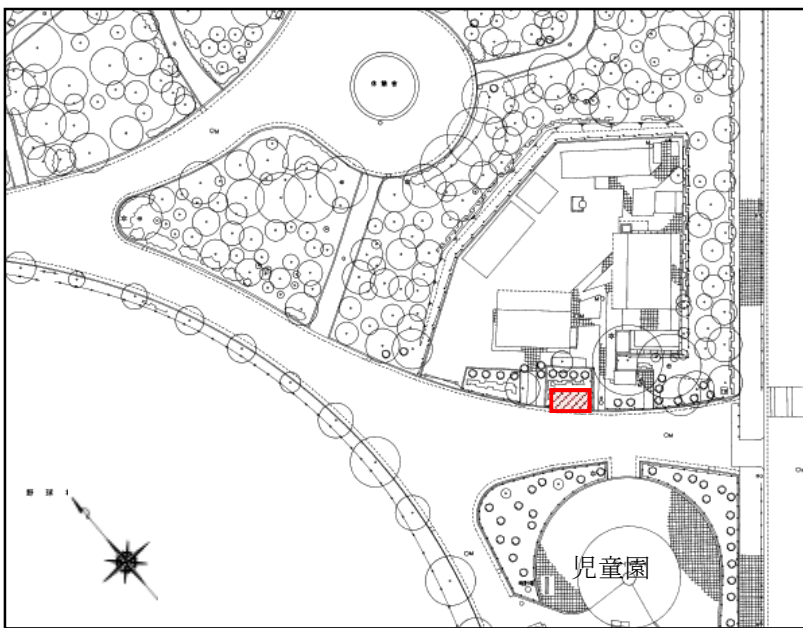
※上記仕様を除くその他の仕様については、共通仕様書に準ずる。

(物件番号 緑土-33) 吹上公園

【公園全体平面図】

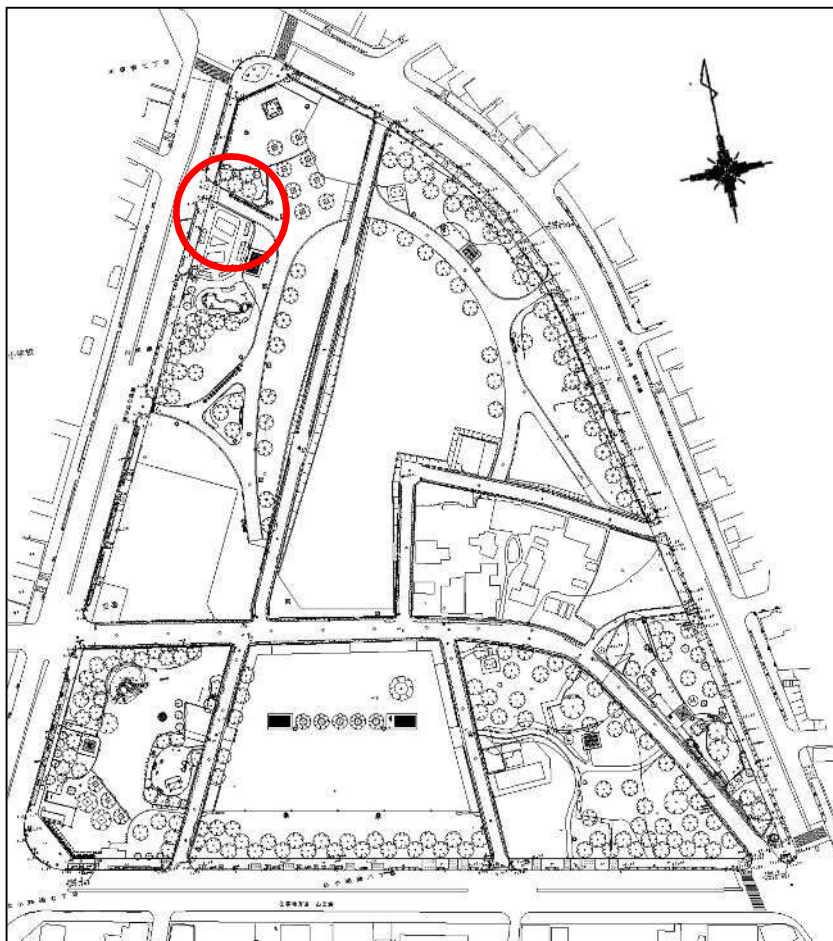


【設置箇所詳細図】



(物件番号 緑土-34) 川名公園

【公園全体平面図】



【設置箇所詳細図】

